

令和元年度

八代市議会建設環境委員会記録

審査・調査案件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 4 7 |

令和元年9月25日（水曜日）

建設環境委員会会議録

(八代市景観計画について)

令和元年9月25日 水曜日

午前10時00分開議

午後 3時57分開議（実時間263分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第56号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））
1. 議案第57号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））
1. 議案第58号・契約の締結について（高田コミュニティセンター改築工事）
1. 議案第75号・契約の締結について（八代市防災行政情報通信システム整備委託）
1. 議案第76号・契約の締結について（八代市新庁舎建設工事）
1. 議案第77号・契約の締結について（八代市新庁舎建設に係るCLT製造等業務）
1. 議案第64号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 議案第53号・平成30年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 請願第1号・市道腰越平線の早期災害復旧について
1. 陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟について）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	百田隆君
委員	太田広則君
委員	谷川登君
委員	田方芳信君
委員	堀徹男君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	潮崎勝君
建設部次長	田村伸司君
土木課長	小原聖児君
土木課主幹兼 道路建設係長	田島雄一郎君
理事兼 建設政策課長	西竜一君
建設政策課主幹兼 開発景観係長	福田光君
建設政策課泉建設 地域事務所長	和田浩治君
理事兼 建築住宅課長	下村孝志君
建築住宅課課長補佐 兼設備係長	塩塚将朗君
建築住宅課主幹兼 建築係長	秋野亮二君
理事兼 建築指導課長	宮端晋也君
下水道総務課長	奥村勝己君
下水道総務課 経営係長	園田哲次君
下水道建設課長	涌田直美君

財務部

契約検査課長	岩 瀬 隆 敏 君
新庁舎建設課長	松 元 真 介 君
新庁舎建設課 課長補佐	豊 田 浩市郎 君

市民環境部

市民活動政策課主幹兼 第二住民自治推進係長	中 松 大 輔 君
循環社会推進課長	坂 口 初 美 君
総務企画部長	松 村 浩 君
危機管理課長	廣 兼 和 久 君

○記録担当書記 島 田 義 信 君

(午前10時00分 開会)

○委員長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（中村和美君） それでは最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分についてを議題として、説明を求めます。

歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費ついて、建設部より説明を願います。

○建設部長（潮崎 勝君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部、潮崎でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算

・第6号の建設部所管分につきまして、田村次長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○建設部次長（田村伸司君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の田村でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部次長（田村伸司君） それでは、お手元の議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算書・第6号をお願いいたします。3ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について説明いたします。

款7・土木費を4260万円増額補正し、補正後の額は53億3947万6000円としております。その内訳は、項2・道路橋梁費を4260万円増額するものでございます。

その下、款10・災害復旧費を2570万円増額補正し、補正後の額は8287万4000円としております。そのうち、建設部所管分として、項2・公共土木施設災害復旧費を2070万円増額するものでございます。

次に、詳細を説明いたします。16ページをお開きいただき、真ん中の表をごらんください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目3・道路新設改良費は、補正額4260万円を加えて10億6126万9000円としております。補正額の財源内訳につきましては、地方債が4040万円、一般財源が220万円でございます。補正額の内訳は、節・15工事請負費を4260万円増額するものでございます。内訳は、表の右、説明欄に記載しておりますシンボルロード整備事業でございます。

この事業は、新庁舎を核とした中心市街地の

まちづくり促進として、市の重点戦略に位置づけております市役所新庁舎から本町アーケードを結ぶ市道本町1丁目2号線を整備するものです。

別冊の建設環境委員会資料、右肩ですね。議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算（第6号）建設部所管分をあわせてごらんください。

道路新設改良費のシンボルロード整備事業は、1ページから7ページに位置図等を示しております。現在、国と県、ロイヤルカリビアンクルーズ社が連携して取り組んでいる八代港クルーズ拠点整備に合わせ、より多くの市民の皆様から親しまれ、またクルーズ客船入港に伴うインバウンド事業にも対応できる、賑わいのあるまちづくりとなるよう、整備内容の一部、主にオープンスペース部分などを見直すものであり、増額補正をお願いするものでございます。

3ページから7ページは、6月議会本委員会の所管事務調査で報告いたしました資料と同様のものとなります。3ページは、整備目的、整備概要等ですね。続いて4ページが、全体の平面図。続いて5ページが、オープンスペースの昼間の活用イメージをあらわしております。続いて6ページが、夜間のオープンスペースの活用イメージをあらわしております。最後7ページが、整備イメージとなっております。

次に、予算書に戻っていただきまして、19ページの表をごらんください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額2070万円を加えて5080万1000円としております。補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1334万円、地方債が730万円、一般財源が6万円でございます。

補正額の内訳は、節13・委託料を70万円、節15・工事請負費を2000万円増額す

るものでございます。内訳は表の右、説明欄に記載しております台風10号災害復旧事業でございます。

この事業は、本年8月15日の台風10号により被災した市道下屋敷・樅木線の復旧工事について増額補正をお願いするもので、災害査定申請のための測量設計に要する委託料、応急仮工事、本復旧工事に要する工事請負費でございます。

先ほどの別冊、建設環境委員会資料をあわせてごらんください。道路橋梁施設災害復旧費の市道下屋敷・樅木線の位置図、被災概要、応急復旧状況などは、別冊資料8ページから9ページが位置図と被災の状況ですね。と、10ページが応急仮工事を行った状況を示しております。

以上、議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 御説明の中でですね、オープンスペースを見直すという説明があったんですけども、見直しに至った経緯というものを少し御説明いただけますか。

○土木課長（小原聖児君） おはようございます。土木課長の小原でございます。よろしくお願いいたします。

オープンスペースの見直しに至った経緯についてでございますけれども、一般質問でも答弁いたしましたように、本事業は、八代市重点戦略の新庁舎を核とした、中心市街地のまちづくり促進を事業の重点取り組みに位置づけておる事業でございまして、31年度の予算要求後に関係機関、地元商店街関係者等からの御意見を

受けて、八代港クルーズ拠点整備による、今後増加が見込まれる外国人観光客の皆様が、滞在時間を楽しめるように受け入れ環境の整備を行い、八代おもてなしプランのさらなる推進を図る必要があると判断しまして、それまでの実施設計を見直したところでございます。

内容といたしましては、通常の道路整備に加えて、一体的整備をするということで、シンボルベンチやサークルベンチ、照明灯や電気設備等のオープンスペースの整備に関するものが主なものとしております。

具体的に申し上げますと、オープンスペース等につきましては、先ほど申しましたシンボルベンチ、50人が一堂に座れる大型のベンチとなっております。それと、公園内部のサークルベンチ、それからプロジェクションマッピングが可能となる木柵の新設ということでしております。

以上がオープンスペースにつきましての、もう一つ、済みません。電気設備工事に、照明灯の見直しと効率的な管理に伴うように配線、配管を増加したということが主な増額の内容ということでございます。

以上、お答えいたします。

○委員（堀 徹男君） オープンスペースの部分の見直しが増額の主な理由ということですが、この事業に取り組まれる、そもそもの説明の一番のポイントは、重点施策への取り組みだったというふうにお伺いして思うんですけれども。

その重点施策に対する取り組みの割合にしてはですね、今の話の経緯を聞いている、増額に至るプロセスの部分で、どうして当初予算に提案するときに、そういった地元の要望とか意見聴取ができなかったのかなあというふうに思います。

そもそも、計画を立てられる段階では重点施策という位置づけはあったはずなのに、提案す

るまでに、地元の要望とかがってというのが聞き取りはできなかったもんなんじゃないかな。お尋ねをしたいと思います。

○土木課主幹兼道路建設係長（田島雄一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課道路建設係長をさせていただきます田島でございます。

委員質問の、何で、なぜ地元との協議がですね、うまく進められなかったかという件につきましては、当初、シンボルロード整備事業のプロジェクトチームを発足しまして、その中でですね、当初からですね、まちなか活性化協議会のタウンマネージャーさんとか商工会議所さん、これは7月なんですけども。あと関係各課ですね、観光振興課とか、そういうところにもですね、11月とかにもですね、打ち合わせには行っております。

ただ、全てのもので、ものが固まったというか、いろいろ意見聞いて集約されたのが少し当初予算要求の時点よりも遅かったということで、反映できなかったところがあったというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○委員（堀 徹男君） 当初予算の提案に、重点施策への取り組みということなんですよ。しっかり計画を練って、ニーズを把握をして、それから要望等々も取り入れてですよ、事業を練って練って、当初予算にこれだけのものが必要とされていますというふうな提案を持ってくるべきだったんじゃないかなと思います。

計画としては、今お伺いしていると、いや、一生懸命先走ってはいたんですけど、よく話を聞いたら、こんな実は要望があったんですよみたいな。それで足りませんから、じゃ追加させてくださいっていう話の持っていく方はですね、私は、重点施策、重点施策とおっしゃる中の取り組みとしてはいかなものかなあというふうに感想を持っております。

お尋ねしたいんですけれども、その地元の要望という部分に関してはですね、地域要望の中から出た要望とはまた別物なのかなというふうにとらえていいのかと。いわゆる道路の整備とか維持とかっていうのには、現状ではですね、地域要望という形で、校区で取りまとめて出すようになっています。

たくさんの要望があつての中で、今回、その地元の要望という形で、そういうその、一定の手續を踏まれているのか、地域の要望としてですね。そういうのがあつたのかなというふうに思うんですけれど、そこら辺は、どんな要望のプロセスがあつたんですかね。

○土木課長（小原聖児君） 要望のプロセスについてでございますが、地域における問題とかですね、道路及び緑地における問題とか、そういう点も含めまして地元の要望として、関係機関としましては、沿線住民、本町2丁目商店街振興組合、まちなか活性化協議会、八代商工会議所、八代景観計画策定委員会、DMO八代、八代警察署などから意見を伺っているところでございます。

以上で、お答えといたします。

○委員（堀 徹男君） ということは、地域における生活道路の維持、改善というような要望とはまた別格の要望であるというふうな捉え方でよろしいでしょうかね。

○土木課長（小原聖児君） そのとおりでございます。いろんな意見を取りまとめて今回の実施設計を立ち上げたというところでございます。

○委員長（中村和美君） いいですか、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） ええと、確認です。イメージ図を見ただけで、ちょっとあれなんです。道路のほうの中央線がね、なくなっている

んですけれど、ここは中央線をなくしたのは警察の許可も要るだろうし、バスも通るんで、非常にちょっとその辺を心配するところなんですが、この中央線を消した理由は何なのかというのがまず1点と、それは警察の許可が当然要るだろうと思います。

それから、バスが通りますよね。そこで、安全性的な、対向の車が入ってくると思うんですが、非常にちょっと、あのね。シンボルロードとしての整備はいいとして、車が通るというふうに、ここをね。イベント時に通るとしたら、私がいつも、土日はここを歩行者天国にしたらどうかという提案をしたことあるんですが、その辺を意識してのこの中央線をなくしたのか、も含めてですね、ちょっと非常に心配する、道路のほうを逆に心配するんですけれど、どうなんでしょうか、その辺は。

○土木課主幹兼道路建設係長（田島雄一郎君） 中央線をなくした件につきましては、八代警察署のほうと打ち合わせをさせていただきまして、車両よりも歩行者の方が優先ということを考えまして、通常、中央線をなくすことによりまして車のスピードを抑えるということがありますので、一応そこは中央線を今回なくしているところでございます。

また、バスが通ることにつきましては、バス会社のほうですね、産交バスさん、すーぱーばんぺいゆありますので、神園交通さんのほうとも打ち合わせに行かせていただいております。この車道が少し狭くなって中央線をなくするというふうな御説明はしております。

また、ホコ天を意識したのかという、歩行者天国を意識したのかということにつきましては、車道を狭めることにおきまして交通量が少なくなると、ちょっと違うのかなというところで、そこは、歩行者天国につきましては、あくまでもできるような対策ということで、車道と歩道の段差の緩和をしたというところの、構造

的なことで対応を行っているところでございます。以上、お答えといたします。

○委員（太田広則君） ちょっとね、ここに人が集まるわけですから、そこをね、普通どおり、今までどおり、車が通るてなると、非常に交通事故というかですね、特に外国人観光客を見込んであるというふうに思うんで、その辺をちょっと心配をするんですけど。

もう一点だけ、プロジェクションマッピングは、これは夜でしょう。そうすると、中国人観光客は夜いるんですかね。日帰りもしくは夜ここに来る可能性を見込んでいるんでしょうか、クルーズ船の観光客は。その辺はどうなんでしょう、担当が違うかもしれませんが。

逆に言うと、プロジェクションマッピングをする対象者は八代市民なのか、観光客なのかということですか。

○土木課長（小原聖児君） 対象者といたしましては、市民も、クルーズ船も、観光客もひっくるめております。以上でございます。

○委員（太田広則君） いや、ですから、観光客は、夜ここに来るチャンスはあるんですか。中国人のクルーズ船の観光客は。（「夜はですね」と呼ぶ者あり）（笑声）

夜は逆にね、夜はもう船にお戻りになるか、日帰りでどっか見て、日帰りでもうっていうふうに思うから、夜ここを、わざわざ本町まで出てくる、これからこれをするによって変更になるのかも含めてですよ、さっき外国人観光客も見込んであるということなんで、そういうふうな、例えばガイドツアーがそういうふうに変更されていくのかという、そのためのプロジェクションマッピングを。当然、八代市民はね、夜市とかもあるし、ここで楽しむことはできたとしても、観光客の夜というのをちょっと僕は意識しているんですよ。その辺はどうなんでしょう。そのための……。

○建設部長（潮崎 勝君） その辺はですね、

クルーズ船のやっぱタイミング、その就航の計画がありますから、それは経済文化交流部のほうでいろいろリクエストを出して、メニューを組んでということで、これ建設部よりも、道路ができた後のですね、要は経済文化交流部のほうで十分考えていただくようにお話をつなげてございますので、そちらに期待するという程度で、この場をお許しをいただければと思います。

○委員（山本幸廣君） 今の関連ばってん、部長、そこらあたりはよく確認をしておかなければ、クルーズ船がどんどん少なくなっている状況の中で、クルーズ船は、5時、9時出発、5時から5時半ぐらいにはもうはってって、船場につき、6時か7時には出港という、そういう流れが今までのパターンで、ずっとやってきたんですね。

そこらあたりがどう変わったのかということも、県のほうと確認しながら、これは直接担当部は違うけれども、やはりはっきり言って、今の意見というのは、シンボルロードのこれに関連して、今質問があつてわけだけんね。確かな情報の中でね、やっぱり横の連携をしてほしい。

私としては、そこらあたりは希望はあんまり薄いと思うし、じゃなくして、いろんな八代市のイベントがある。やつしろ全国花火競技大会もある。そしていろんなイベントがある中で、前夜祭でもね、やはりこういうところの活用というのもしていきたいと思っております。こういう答弁がね、適当な答弁だと私は思うんだけどね、いかがか。

○建設部長（潮崎 勝君） 大変厳しい御意見、ありがとうございます。実は、踏み込んでですね、今回の一般質問の答弁もしたんですけども、利用の側面は、十分、経済文化交流部でもですね、対策を打っていただいております。

ただ、委員御指摘のとおり、クルーズ船が今

後どうなるかというのを、一応見込んでの想定となりますので、八代港クルーズ拠点整備事業で、現場のほうにも集客拠点施設ができますので、できればクルーズ船の来航が多くなるという前提で今後の利用も、一応シナリオは組んでございます。

ただ、どれだけ多くなるかというのがまだ不明確なものですから、私の口からもですね、自信持ってお答えできないというところがございますので、今後、利用客がですね、来るのを期待して、来たらいつでも対応できるような体制はとっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（中村和美君） 山本委員、いいですか。

○委員（山本幸廣君） はい、もうよかです。

○委員（谷川 登君） 一応確認ですが、いろいろすばらしい設計ができているんでございますが、そういう中で、八代産木材、一般質問も行いましたが、フェンスとかベンチ、並びにシンボルベンチとか木プラス芝とかいうふうなふうで考えてありますが、そういう中で、これは八代産なのか、それと、例えばヒノキとかスギとか、いろいろ品種ございますけれども、その辺を、ちょっと確認の意味でひとつ質疑したいです。

○土木課長（小原聖児君） 木材の利用についての御質問ですけども、材料としましてはスギでございます。で、県内の間伐材を優先的に使うというふうな取り組みで考えております。以上、お答えいたします。

○委員（谷川 登君） スギとかヒノキありますので、八代産、ぜひお願いしたいと思います。

○委員（百田 隆君） 先ほど、オープンスペース等に金がかかるとかなんとかという話が出ておりますけれども、これは八代市を代表する道路でありますし、しかも、職員の若い人たちが

が英知を絞ってこれを計画をされたと私は思っております。で、そういうことに対して、私たち議員としてはですね、これはエールを送らないかと思っております。

そういう意味でですね、やはり、自分たちで一生懸命考えたことを実行に移して、しかも、それがシンボルロードとしてふさわしいものであるように努力していただけたらというふうに思っておりますので、これは私の意見として申し上げておきます。

○委員長（中村和美君） 意見は後ほど聞きますので。（笑声）

○委員（堀 徹男君） 何も、頭から反対しようと思って意見言っているわけじゃないしですね、質問しているわけじゃないんです。市民の税金を使ってやるわけですから、この事業はね、その税金を使ってやるのにふさわしいかどうかを審議しているんですよ。

この後ですね、八代市景観計画等々もね、所管事務調査の中で予定されてると思うんですが、例えば、今御説明にあったような、バス1台分の人間が一遍に座れるシンボルベンチをつくりたいというような説明がですね、じゃ、果たして納得ができるのかってところがですね、やっぱ、説明される部分に納得できる部分と納得できない部分あるんですよ。

例えば、この図面でいけば、ベンチをつくれますよね、そのお向かいは何ですか、建物は。そのお隣は何ですか。そのお隣は何ですか。このベンチに座って、景色を眺めるには、そうですね、借景という言葉がありますけどね、景色を借りるという言葉なんですけど。ここに座って、ああ八代に来た、いいところだったっていうような眺めになるのかどうかっていうのもですね、ベンチをここにつくるというのがあるでしょうし。しかも、お隣は大病院の駐車場の出入り口ですよ。午前中、午後、ひっきりなし、ね、患者さん、お見舞い客含めて出入

りがあります。

そんな中で、50人来るか100人来るか、2000人乗った船のお客さんが全部来るのかわかりませんが、往来の障害が出るかもしれないっていうのはありますよね。来れば来るほど率は上がるでしょう。道路をつくるだけの目的ではないというふうに、先ほどの御説明の中からうかがい知れますので、トータルの計画の中で、景観計画等々も含めてですね、どのような、設計思想というのを、そもそもお持ちだったのかなというふうに思うんですね。

今、るる地元の団体さんとかの要望は聞きましたよ、警察の要望も聞きましたよっていう御説明はいただきましたけど、例えば、その駐車場の出入り、例えば、お向かいの、お向かいの薬局さんですよ。やっぱり薬をもらいに行かれる方が出入りをされるというときにですね、そのベンチに人がたくさん座っていたり、がやがや人がしてたりするのっていうのは、どうなのかなっていう。自分がお客さんの立場になってみればどうなのかなっていう、そこら辺の、地元の、何ていうんですかね、ニーズの確認というか、波及効果というよりも影響というのは確認をされてますか。

○土木課長（小原聖児君） 地元の御意見ということでございますけども、今現在、工事のほうも発注が終わりまして、担当者と業者も一緒に、各個人さん個別で地元説明会というか、工事の概要説明を行っております。その中では、大変喜ばれているというふうな御意見をいただいております。

以上で、お答えといたします。

○委員（堀 徹男君） わかりました。喜ばれてると。道がきれいになるというのは、それはだれだってうれしいですよ。私だって、ねえ、こんなきれいな道ができれば、八代の顔になりますっておっしゃってつくられるんですから、道がきれいになるのはいいことだと思います。

しかし、じゃ、これは質問じゃなくて意見で。

○委員（谷川 登君） ちょっと、確認。下屋敷・樫木線の、今復旧、台風でですね、やられたんですよ。

○委員長（中村和美君） ちょっと、谷川委員、まだまだ。私、こっちも、しばらく。（委員谷川登君「あ、別」と呼ぶ）

○委員（山本幸廣君） 今いろんな意見が出ておりますけども、今回の補正に組んだ、その理由というのをしっかりと執行部は捉えて補正を組まれたと思うんですね。

当初予算で、今説明をずっと聞く中で、当初予算1億円、それから今回の追加の補正を5000万組んでいる。その説明があったときに、私が、まあ発言の中で、5000万は少し高いんじゃないかという中で、要望をですね、地元木材、目隠しのところですね。あそこのところをどれくらいかかるかなと言ったところが、これくらいの金額ですよと言われて、じゃ、それはそれくらいの金額でしょうがないだろうけれども。

やはり、その保全の立場で、保全と、危険性がある目隠しがもし倒れたときに、そして半永久的であるのかというのを検討された中でですね、今回の費用の削減を約800万ぐらいされてきて4千2百何十万、予算計上なされたんですね。私はこれについてはですね、それだけの削減をされたので、本当に評価をしたいと思います。

その理由を、しっかりした説明ができるようにしていただいて、それは本当に削減の理由としてですね、市民の方々が納得いかれると。そしてまた、より以上に、この平面図を見て、今、小原課長なり係長が説明したように、いろいろと、ただ、道路部分が何もかも完成をしている。あと関係ないんだということじゃなくして、やはり経済文化交流部であろうがどこであろうが、一緒になって、建設部が中心となって

今回のこのシンボルロード整備を進めて、いいものができたというふうな流れをですね、つくっていった説明をすればですね、各議員、委員ってというのは、委員長も私たちは、それは理解をしていかないかぬと、そのように思っております。

ただ、予算執行の中で、もう不要な予算の執行、そして、概算の、いろんな精算次第でも、やっぱ概算要求するわけですから、そのただの違いがあります。だけでも、必ず増額をしていくというパターンというのが最近多なってきましたので、それで心配をみんなしておるというふうな状況でありますので、今回は800万ぐらいですね。まあ、私が発言したけんでから減ったということじゃなくしてから、大変努力をしていただいたということについては評価いたします。

ただ、先ほど来言っておりますように、この前も私は現地を視察行ってきました。総合病院が、あそこの敷地で全車両をとめて行き来をする。患者、そしてまた、入院患者から外来も含めて。はっきり言って、最終的には、多いときが、職員の駐車場ですから、職員がほとんどあそこに帰っていきます。そうするとですね、人と車と、出るときが物すごく渋滞します。

そこで、この施設が、あの道路と、はっきり車どめをどこまで持っていくかわかりませんけれども。車どめでしたならば、ちょうど熊本のシャワー通りがあってね、そこに、シャワー通り行きますと、車どめがありません、歩道の中にね。

やっぱ、車どめをどうするのかと。先ほど来、太田委員から出たように、中央線があれば別なんですけども、中央線がありません。ですので、ほとんど広場の道路という感覚をですね、持っていくのか、それとも、今までの既存のこのような形の中に、それに遊具とか道具とかベンチとか、張りつけだけのシンボルロード

整備なのかということの中では、何かに位置づけをしておかなければですね、1週間のうちに、1カ月のうちに、何日かは歩行者天国をするとか、今のうちの、あそこの公園からですね、NTTの先の本町緑地公園から、どうやってそのバス通りを、何日か回すのか。ホテルがあるけんて、なかなか難しいんですよね。

そのあたりについてもですね、やはりこれから検討をしておかなければ、この問題がたくさん出てくると思う。交通の渋滞、交通の、人との接触の事故、ここらあたりについては、部長、どうですかね。私も現場見てきたもんですから、大変心配がそこらあたりあったもんだからですね。

○建設部長（潮崎 勝君） なかなか、道路を利用する側面で考えるのと、安全面を重視するということであれば、少々相反する考え方の中でですね、ベストはでけんけん、ベターな設計というのが通常のやり方になろうかと思っておりますので、今回中央線のところは、もう一度ですね、警察の皆さんと地域の皆さんと確認することをまずやってみますので、それから、なるべく交通、総合病院の駐車場の出入りもですね、病院のほうと確認しながら工事を進めていこうかと思います。よろしくお願いします。

○委員（山本幸廣君） ひとつ、委員長もあそこ行かれたらいいんですが、総合病院の出入り口。あそこ急な出入り口なんです。それにまた遮断機があって、行かれてわかるように私はこれが一番ネックでした。

これで、あそこまで考えておるだろうなどですね、整備について。ということで、私も今発言しなかったんですけども、この前も堀議員とずっと話して、現場に見にいったところが、やっぱし厳しいですね。あそこは2カ所ですから、どうやって下ってきて、一旦停止をして、いっぱい限度も、もしも、クルーズ船もあるじゃないですけども、やっぱ八代に外国人初め外

来からの観光客の方々が来られて、あそこで一服をし、そして、庁舎、それから流れが、今回の伝承館等々まで流れていく中ですね、博物館まで流れていく中での、つくるならばですね、そこは少し考えて、少しちゅうか、十分にやっぱり検討したほうがいいかと思います。これは要望で結構ですのですね。

○委員（谷川 登君） ええと、先ほど質問しましたけど、第54号の第6号ですが、この資料の最終、後ろのほうですが、市道下屋敷・樅木線ですね、まあ応急、仮工事が終わっております、これが本当に地元の皆さんの生活道路になっております。

そういう中で、職員の皆さん、それから地元の建設業、いろいろ早急にさせていただいてですね、やっておるわけですが、土のう袋でですね、私も現場に行ってきましたが、非常に下のほうがですね、高くですね、下が谷になっているような状況の中、今までは10トン車とか通りよったんですが、最終的には、この区間の4トンまでとか、そういったあれはしてあつてすかね、通りのところに。車両は通っていいんですが、10トンまでと、今までどおり、ばんばんやって通ってよかかというのが、ちょっと確認してですね、しとかんと、これがただ土のうで、乗せてあるもんですから、下の谷が20メートルも30メートルも高いところですから、もし万が一あった場合が、ちょっと心配かなと思ひまして、確認の意味でですね、聞きたかったんですが。

○建設政策課泉建設地域事務所長（和田浩治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）泉建設地域事務所の和田と申します。

谷川委員質問の規制ですが、大型ももちろん通ってはだめです。規制は、小型、マイクロバス程度ぐらいまで通行はできるというところで規制を行っております。以上、お答えといたし

ます。

○委員（谷川 登君） ここはですね、カーブでもあるしですね、今後早目の工事をお願いしておきます。以上です。

○委員（堀 徹男君） シンボルロードの話に戻って恐縮なんですけれども、道路整備の部門で整備をされる以上はですね、今後の維持管理もやっぱり道路維持の予算でされていくんだろうと思います。

電気代にしろ、たくさんの照明がついてたりとか、植え込みは、今の部分から比べればね、少しは減っているでしょうけど。しょっちゅう草を刈ったり剪定をしたりとか、メンテナンスをしたりとか。シンボルロードですから、お客さんいつ来ても恥ずかしくないように維持、整備をしておかなきゃならないと思います。

維持費の、そうですね、大きな更新とかというのまで含めると、計算しづらいでしょうけど、通常年間でいけば、電気代とか、草刈りの予算だとか、美化のですね。それ、大体どれぐらいのお見込みをされているのかなというのをお尋ねしておきたいと思います。

○土木課長（小原聖児君） ただいまの維持管理費についての御質問ですけども、現在、おっしゃられましたように、道路部分と、池、あずまやがあるところを公園部分となっております、公園部分については、全体の管理は都市整備課となっておりますけども、今後は、経済文化交流部のほうに引き継ぐという方向性を持って今協議を進めておりまして、維持管理費につきましては、道路部分の新設分というのが、街灯分がふえております。その分で、現在よりも7万程度と。と、道路部分の植栽費につきましては、歩道部分の樹木を伐採するということで、減らす方向でしておりますので、10万円ほどの減。

公園部分につきましては、電気代が、今現在、池のほうに入れております水が、地下水を

ポンプアップしているということで、ポンプの経費の分が高うございまして、今回それをなくして上水道を引くということで、約5万円程度の減。同じく、公園部分の植栽剪定としましては、樹木自体は減りますけども、維持管理のほうはとんとんというところで考えております。

改めて出ますのが上水道代ということで、これが2万円程度というところで、トータルしますと、5万から6万ぐらいの減になるというところで試算したところであります。

以上、お答えといたします。

○委員（堀 徹男君） 細かなですね、維持管理費の計算までね、されていたということが確認できました。

道路としてはつくるけれども、おもてなしを主とした公園でもあると、そういう施設をつくるというふうに捉えて、その部分の維持管理については、主たる要望者であるおもてなし部門のほうに管理をしていただくという捉え方になります。そういうことで確認をさせていただきました。

○委員（山本幸廣君） 世はまさに、新庁舎に着工するわけですが、新庁舎の平面図でも、南側玄関等々にスペースを取っとりますがね、傘箱かなんか、絵が書いてあったんですけども。それをですね、マッチングした中でのですね、シンボルロードという形を位置づけたほうがですね、いいと思うんですよね。そうしなければ、何だかぼけてくるわけですので。見たときから、やっぱし、本町2丁目から見たときにですね、シンボルロードから見たときに、南側の庁舎のできて、きれいじゃないですか。図面持つてあると思うんですけども。

その位置づけで、これだけの補正を組んで、これだけの広場、はっきり言って、よそにはないような広場をつくりますということでですね、今回の整備されるんだろうなということで私は理解をし、そしてまた、前回に私が発言し

たのはですね、いわゆる予算面にしたならばですね、じゃ、はっきり言ってから、道路の整備でメーター、何メーターかかるのかというふうな計算になるわけですね。メーター計算で言ったら1億円どれぐらいになるかということになるわけですから。あとはもう仮想の段階からずっと予算を計上していくわけですから、あとは、特定財源でどこから金を持ってくるのかというふうなことになるわけですね。こういう議論をした経緯があります。

ですから、明快な、財源についても、きちっとした財源の位置づけをしながら事業を着手していくと、進めていくということを、今後はどうですか、きちっと説明できるようにしていただければ、何のこんな予算審議の中でですよ、時間をとる必要はありません。

本当にいいスポットになると思いますので、職員の方々、先ほど来も委員からもありましたように、本議員としてはですよ、きちっとした整備を進めて、事故のないように進めていただきたい。これが私のお願いでありますし、そしてまた、今回予算についてもですね、800万という削減をしていただきましたので、本議員としては賛成をいたしたいという気持ちで今おります、はい。

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

今、数々、山本委員から太田委員から貴重な意見が出ておりますが、意見、ほかございませんか。

○委員（田方芳信君） 確かに、今たくさん委員の人たちが要望ちゅうかですね、いろいろされたと思います。そういった面も含めながらですね、今後、八代市の経済の発展につながることに、精いっぱい、シンボルロードですかね、ここを使って、経済が発展できるようなまちづくりにしてほしいと思っておりますので、頑張ってください。

○委員（堀 徹男君）　たくさん質疑をさせていただいたんですけれども、道路をつくるというポジションと、経済効果をねらってやるっていう部分は、別な次元の話だったんだろうと思います。

そんな中でですね、一生懸命知恵を絞ってつくろうとされている努力は買います。ただ、先ほど、冒頭の質問でお答えいただいたようにですね、経済効果が狙える要望だったら聞き入れてもらえるっていうウエイトが大きいのかなと。

それに反してですね、地域住民の生活道路、たくさんの要望が上がっていると思いますよ、一番御存じだと思います。地域要望にしろ、校区要望にしろ、取りまとめて上がってきてるんですけれども、なかなかですね、そこ10万円の工事ね、予算がない、予算がないということで、先延ばし、先延ばしと、検討、検討で終わってます。ぜひですね、同じように扱っていただきたい。

税金払っている市民の皆さんの生活道路の維持管理、こちらですね、別格とは言わずに、同じ扱いで整備していただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○委員（太田広則君）　もう私は、とにかく先ほど山本委員言われたように、幅員が狭くなってますんでね、人が集まるところに車が通るわけですから、将来的に、例えば新庁舎ができたときに、ここの広場の部分だけでもですね、車が通らない、通れないようなね、本当に広場っていう考え方も時には必要なのかなと。車は本町のここでUターンできるようになってますし、また抜け道もありますよね。

今、マンションつくって、あっちの、市の職員の駐車場のほうの道路もありますんで、バスの路線を思い切って変えることも可能だと思います。とにかく、ここの広場の前を車が普通に

通る、人が集まっているとき通るというのが非常に危険性をもたらすというふうに思いますので、ぜひ、せっかくのね、楽しい広場であるならば、安全を最大限として考えていただきたいな、将来的には考えていただきたいなというふうに要望しておきます。

○委員（百田 隆君）　シンボルロードと経済効果は密接不可分、リンクしていると思います。で、そのあたり考えて事業を進めていただければと思いますんで、よろしく願いしときます。

○委員長（中村和美君）　それでは、これより採決いたします。

議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））

○委員長（中村和美君）　次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第56号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及び承認についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長（潮崎 勝君）　それでは、引き続きお願いいたします。

令和元年7月19日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分されました議案の中で、議案第56号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号の建設部所管分につきまして、田村次長より説明いただきますので、よろしく願いいたします。

○建設部次長（田村伸司君） 建設部の田村でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部次長（田村伸司君） それでは、お手持ちの八代市議会９月定例会議案の１ページ、議案第５６号をお願いいたします。

地方自治法の規定により専決処分しました事件を報告することとなっておりますので、３ページ以降の令和元年度八代市一般会計補正予算・第３号により説明させていただきます。すいません、６ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正のうち歳出について説明いたします。款１０・災害復旧費を３５２０万円増額補正し、補正後の額は３９６７万４０００円としております。そのうち建設部所管分として、項２・公共土木施設災害復旧費を２４４０万円増額補正したものでございます。

次に、詳細を説明いたします。１２ページをお開きいただき、下の表をごらんください。

款１０・災害復旧費、項２・公共土木施設災害復旧費、目１・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額１７６０万円を加えて、１７６０万１０００円としております。補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が２２０万１０００円、地方債が５２０万円、一般財源が１０１９万９０００円でございます。

補正額の内訳は、節１１・需用費が１２３０万円、節１３・委託料が２００万円、節１５・工事請負費が３３０万円でございます。内訳は、表の右、説明欄に記載しております梅雨前線豪雨等災害復旧事業であり、本年６月２９日から７月３日にかけての梅雨前線豪雨により被災した施設の復旧費を補正したものでございます。

大規模な土砂災害により被災した泉町の市道腰越・平線の調査、測量等に要する委託料と、

迂回路の設置に要する工事請負費、また、二見野田崎町の二見野田崎町２号線など、３１路線の路肩崩壊などの復旧に要する費用でございます。

別冊の建設環境委員会資料、右肩ですね。議案第５６号・専決処分の報告及び承認について（建設部所管分）の１ページから６ページに、道路橋梁施設災害復旧費の路線名、被災箇所内容と、代表的な被災箇所の写真を示した箇所図を添付しております。

２ページが、二見野田崎町２号線の被災箇所図、今度横になりますが、３ページが坂本町の被災箇所図、全部で８路線。

続いてですね、４ページは、東陽町の被災箇所図、全部で４路線。

続いて、５ページが、Ａ３版、横になりますが、泉町の被災箇所図になっております。全部で１８路線。

このうちですね、次の６ページ、Ａ３のまた横になりますが、泉町の市道腰越・平線について少し説明を加えさせていただきます。

場所は、泉町の葉木地内であり、平成３０年度に道路ののり面が被災し、復旧工事を行っていましたが、本年７月８日、大規模な土砂災害により、市道区域を大幅に越える範囲が被災しました。発災時７名の孤立者がおられました。迂回路の整備により、翌日孤立は解消しております。ちょうど左側の中段にありますのが迂回路の整備状況の写真となっております。

右下の被災状況写真をごらんください。黄色の破線が市道を示しております。市道沿いですね、小さな赤着色の三角形の部分が平成３０年度に被災した箇所です。今回、写真でもわかりますが、赤の実線と赤の破線で囲んだ部分が今回の崩壊部分でありまして、規模としては、のり長約８０メートル、幅約５０メートルでございます。右上に横断図も示しております。

それでは、次ですね、また予算書のほうに戻

っていただきまして、12ページ、下の表をごらんください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目2・河川施設災害復旧費は、補正額680万円を加えて、同じく680万円としております。補正額の財源内訳につきましては、地方債が450万円、一般財源が230万円でございます。補正額の内訳は、節11・需用費が480万円、節13・委託料が200万円でございます。

内容は、先ほどの道路橋梁施設災害復旧費と同じく、表の右、説明欄に記載しております梅雨前線豪雨等災害復旧事業であり、本年6月29日から7月3日にかけての梅雨前線豪雨により被災した施設の復旧費を補正したものでございます。

二見本町の南川など5河川の護岸崩壊などの復旧に要する需用費、また敷川内町の敷川内川など、土砂により閉塞した2河川の土砂撤去に要する委託料でございます。

また戻っていただきまして、別冊の建設環境委員会資料の7ページから8ページですね、8ページに、河川施設災害復旧費の河川名、被災箇所、内容と、代表的な被災箇所の写真を示した箇所図等を添付しております。

以上、議案第56号・令和元年度八代市一般会計補正予算第3号の報告を終わります。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 財源の御説明の中でですね、河川施設災害復旧費、一番最後におっしゃったやつは、国、県支出金というのがゼロなんですけれど、道路は出ますね、220万。（「220万1000円」と呼ぶ者あり）河川の復旧には出ないですかね。当たらないんですか。

○土木課長（小原聖児君） 河川につきまして

は、補助事業の災害復旧にはかけておりませんので、すべてが単独費でございます。

（委員堀徹男君「かけようと思えばかけられるんですか」と呼ぶ）

いや、災害の査定基準に載っておりませんので、かけられないということになります。（委員堀徹男君「ああ、そういうこと。はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（山本幸廣君） 今回、幸いにも災害が少なかったというふうに理解をしたいと思うんですけども、現場で働いておられたあの姿を見たときですね、どこの地域の方々、早く、早急に、はっきり言って、回復してほしいという願いを持っておられるわけですね。で、概算でいろんな要求をしていく、積算を出して、早急に対応するところは早急に対応すると思うんですけども。コンサルが忙しいのか忙しないのか、上手なのか下手なのか、わかりませんけども。

やはりコンサル次第では、大変おくれることもありますし、よろしかれば、その技術の確保という中でですね。これは関連しますけども、やはり土木関係、これだけ災害が多くなりましたので、土木関連のですね、職員の、これは配置もなあ、ある程度考えてもらわんとしゃがにゃ、本当少ないと思う。今、これはぜひとも、こういう緊急対応ができないことが多いです。これはもう、部長ですね。

そこらあたりについても強くですね、これは要望しておきますし、これがずっとおくれなければですね、迂回路の、この件についての、今から積算すると思うんですよ。

1回、もともとしたのがまた崩れて、現場見に行きましたけど。なぜ、あれが崩れたのかなというぐらいに崩れてきている。やっぱし、そこらについて、コンサルあたりとかですね、そういうあたりの下手、上手、現場知ってる、知ってない、そういうのが災害に結びついていくわけですので、そこらあたりについてですね、

部長の御見解をお聞かせください。

○建設部長（潮崎 勝君） 御指摘になられたのは、災害に対する緊急的な体制が非常に不十分じゃないかという御指摘だと思います。で、御存じのとおり、職員数も、今減少の中ですね、御指摘があったように、コンサルタントへの調査とかが多くなっております。

ですから、コンサルタント業務の人たちにも、通常の道路設計じゃなくて、災害のときはこう、違った対応力というか、迅速にするという体制もですね、ちゃんと、今まで、日ごろ打ち合わせはしているんですけども、なかなかそれが、第三者からは目に見えないという御指摘かと思います。

そういうことで、今後、外注するコンサルタントはもちろん、職員もですね、災害のときの体制、マニュアル、もう一回見直しまして、なるべく迅速に対応できるような体制を今後も検討してまいりますので、御支援のほど、よろしくお願いいたします。（委員山本幸廣君「よろしくお願ひしときます」と呼ぶ）

○委員（谷川 登君） 済みません、確認ですが、腰越・平線、倒壊した場所の約80メートルのところの地質のずれですたいね。大雨によって、ずっと調査して監視していくというようにお話だったんですが、その後のずれぐあいは、全然、下は、谷のほうにはずれてないちゅうことですか、それだけ確認しておきます。

○建設政策課泉建設地域事務所長（和田浩治君） 委員質問の腰越・平線の現在の状況ですが、きのうですね、私上ってまた確認してきましたが、上の、旧道の両側、今現在も動いている。崩れてきているというところです。

（「ずれよるということですか」と呼ぶ者あり）はい、ずれて落ちよるごたっ感じですね。コンサルさんともですね、いろいろ状況について、早急に道路をとってですね、復旧したいちゅう旨を伝えたところですね、その道路をとれ

ば、また上から崩れるというところで、今県と次長さん初め、水産林務課の森林環境整備係のほうといろいろ治山のほうでもですね、考えながら事業を進めているところです。

ただ、見通しはですね、いつごろ復旧するとはまだわかって、正確にはまだわかっておりません。

以上、質問の答えといたします。

○委員（谷川 登君） ありがとうございます。ここは本当に、下のほうはですね、民家が民宿をやっておられるものですから、非常に危惧しているところでございます。

というのは、この辺は、80メートルの下のほうに谷がですね、あって、それに土砂が崩れた場合はですね、平家荘の民宿までですね、鉄砲水の水ぐらいでですね、いきなりたまったら流れていくようになりますので、部長さんでもですね、立ち会っていただきましたけども、非常に危険を伴いますので、非常に大変だと思いますが、早目の、この前ですね、工事をしていたいておりますので、そちらのほうもですね、利用してからしていただきたいというふうに思っています。（建設政策課泉建設地域事務所長和田浩治君「わかりました」と呼ぶ）

○建設部長（潮崎 勝君） ええとですね、今委員の方から、地すべりの今後の動きというのが、最初、御質問がありましたので、今後どういう調査を考えているかを、少し参考まで次長のほうから説明いたさせます。

○建設部次長（田村伸司君） 専門家の方にも、実は学識経験者の方にも見ていただきまして、地すべりの可能性があるというところで、実際、現場のほうはですね、今、地質の踏査というところで、現場をずっと歩いていただいてですね、状況をまず把握していただいております。

その状況でいくと、やはり地すべりの可能性が高いということで、今後、ボーリング調査を

やりまして、そこで、地下水位の推移とか、その変動とかを確認する調査を、済いません、これ、次の議案で出てくるんですけども、やるところで今手続を行っておるところです。

ただ、仮に地すべりとなったとした場合なんですけども、やはり、長期間の調査が、というか観測が必要になります。もし動きが確認できれば、結局、地下水の上昇によって滑ると、それを受けとめる部分のバランスが崩れて、結局地すべりって起こるものですから、雨が観測されないと、そこがはっきりわからないというところで、最長でも来年の梅雨時期までの観測が必要になるというような感じで、今踏まえております。

参考まで、同じく泉町の県道です、同じように地すべり災害があったんですけども、それは、28年の5月に初めの現象が生まれて、で、こういうのは国の補助事業でやるんですけども、その場合、30年に、2月か3月に災害査定を受けて、今復旧工事をやっているような状況なものですから、ちょっと長期間にならざるを得ないというところで、地元からですね、請願のほうも出ておりますけども、そこは、迂回路等をですね、十分にできる分整備してですね、そこは孤立また、そういうことが生じないようにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 委員長、いいですか。これは関連ですけども、この件についてはですね、今、谷川委員が言われたように、現場の現況をですね、しっかり把握する中で、以前ですね、清水弘さんといってから、私の八代農業高等学校の分校の近くが同じような地すべりをしている。そして、迂回路をつくってですね、私たちも、議員さん、中村委員長も含めて全員行って現地を視察したんですけども、そのときも、やっぱ、東海大学の教授とかですね、たくさんの方々に、関係機関にですね、早急に対応

していただいたという経緯があります。

というのは、やっぱ、地すべりというのは、何から、振動でどう滑るのか、水でどう滑るのかということなんですけども。これはもう今は、技術がですね、あとはもう予算は何も、向こうですけんから、うちははよせろ、はよせろという、この行動を起こすというのがですね、八代の行政の担当としてはですね、行政も。議会も一緒ですけども、今日は委員会ですから、はよせろ、はよせろと、してくれろということなんです。

早く調査をせろということですね、強く要望をしておきます。これは、絶対、事例がありますから。

○委員（堀 徹男君） 別冊の5ページの写真つきの地図の資料なんですけど、6月29日から7月3日の間ということで、泉町の分ですね。これが、この期間の中で発生したということで、非常にすごい、現場調査等々も含めてですね、されたんだろうというふうに思うんですね。で、地域の土木事務所でしたっけ、何て言いましたっけ。（「建設事務所」と呼ぶ者あり）建設事務所か。何人ぐらいで、第1波というか、初動をされたんですかね。

○建設政策課泉建設地域事務所長（和田浩治君） 委員御質問の件ですけれども、私を含め技術屋の部下が2人と女性1人—事務方が1人、で、仕事のほうしております。現場についてはですね、1人では危ないところから、災害が発生した場合には危ないところに行くところもありますので、2人1組でですね、車で回ったりとか、あとは、地元の方々がですね、早急に電話をいただいて、それを見に対応していくというところで、このような数になったというところです。

○委員（堀 徹男君） 3人で、何ていうかな、実働部隊3人で、これだけの現場を調査しに行って、いろんな段取りをされてるっていう

ことができますね、もう少し強くアピールされない
と、ただ人手が足りない足りないというだけじ
ゃなくて、実際どれだけの事務量をこなして、
現場を見に行き、されているのっていうのは
ですね、もう少し詳しくお伝えされたほうがい
いのじゃないかなと思います。

あの、1件見に行き、次の場所へ移動して
調査して、1日2件やればよいほうなんじ
ゃないですか。どうでしょうかね。

○建設政策課泉建設地域事務所長（和田浩治君） 泉町もですね、道は狭いですが、ある程度つながっているところ、いつもですね、被災して泥が落ちるとか、道が崩れるところは大体決まっています。で、安易な災害とか、崩れに対してはですね、うちのほうで対応しているんですが、常温の合材とかを常に積んで、穴があったら、現場に行ったついでですね、穴を埋めてきたりとか、それは日常茶飯事しているんですけどもですね。（委員堀徹男君「調査は」と呼ぶ）そうですね。

調査はですね、これは1日で回り切れる、無理ですね、2日ぐらい。（「2日で終わるんですか」と呼ぶ者あり）はい。事務所からですね、遠いところの、これ以降ですね。番号の15番あたりまで、約半日ぐらい。朝出たら正午ぐらい着くくらいで、大体、電話があった場所を、頭の中に入っていますもんですから、それを目指してですね、ここもここもというところで調査をしています。

○委員（堀 徹男君） 現場が3人という確認できましたし、対応されているっていうのを、何か言っているわけじゃないんですよ。初動で何かされなきゃいけない。3人じゃ追いつかないでしょうっていうことで、その場合、応援体制がですね、例えば、これで見ると、前のページは東陽町ですね。坂本町もある。それぞれの地域で、そんなに変わらないような人数なんじゃないのかなっていうのは推察してます。

本体からですね、人間が応援に行き、見にいったり手伝ったりしているんだろうとは思いますが。（「はい、はい」と呼ぶ者あり）それでもなおかつ足りないんじゃないのっていうのは山本先生おっしゃった。（「はい、はい、わかりました」と呼ぶ者あり）だろうと思うんですね。

例えば、人材の採用計画にしても、年に1人、2人、専門の技術者をですね、要望していくとか、そういう活動を、部としてね、されたらどうかと思うんですけども。（「委員長、関連でよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員（山本幸廣君） 要は、連携プレーはしっかりしてやっておられるのは、これは事実なんですよね。まずは、やはり市と県と、市の中では、今挙げて、支所がありますから、支所で一応現況、特に泉、五家荘地域というのは、谷川委員がいつも、常に行かれて、そして、地域の建設業の方々なり、地域の区長さんたち、いろいろ連携が強いですよ、ここはですね。谷川委員を中心としてですね。

そういう中で、即やっば災害の発生時には、連絡が、谷川さんところに、支所のほうに行き、支所としてすぐ対応する。現地のほうだと、ほとんどの方が対応されますもんね。石ころが転んでも、すぐやっば、除石をしていただくとか、それに本庁に行く、本庁から県南の本部に行く、県に行く、で、国に行くという、この流れというのはもううちの部長たちがしっかりしてですね、対応されておられると思うんですよ。

ただ、あとは、災害復旧ですから、復旧をするにはどう知恵を出したらいいのかということが一番なんじゃないのかと。それが早くできなければ、やっばし、先ほど来谷川委員が言われたような、いつどこでくっとうだろうかと、地すべりはまだしよつとでしようかという確認というのは、やっば、そういう確認が一番大事で

ですね。そういうのは八代市としての災害対策、災害復旧というのは、やっぱり機敏さを持って、よそにないようなですね、体制づくりをしてほしいということでありますので、お願いをしておきます。堀委員が言われた補足ですけどもね。

○委員（谷川 登君） 今までの件に関してですね、ことし4月からですね、来ていただいて、本当に、五家荘まで、地域をですね、覚えていただき、福根線とかですね、あの狭いところを行っていただいてですね、今度工事がありますけれども。

本当に和田所長にはですね、職員少ない中、堀委員と山本委員が言いなはったですが、私たち議員としてですね、所長初めですね、部長も来られますが、今後とも地域ですね、現状を知っていただき、早目の対策をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） 太田委員、質疑ですか、意見ですか。

○委員（太田広則君） いや、質疑です。また意見で、委員長が意見ですて言わないかんですよ。（笑声）質問です。

心配しているのは、書き入れシーズンですね、いよいよ泉町は紅葉が。そこにこれだけの、例えば、この7月3日までで18カ所ですね。で、この腰越・平線の、先ほどの問題は別としてですよ、黒い道路が、大体の、紅葉の観光客が通る道路として見ていいんでしょうか。青いところが非常に、生活道路というんですかね。要は、最大の観光シーズンに影響はないのかということです。どうでしょうか。急がなきゃいけない工事じゃないんでしょうか。

○建設政策課泉建設地域事務所長（和田浩治君） 太田委員質問の件ですけども、一応、黒い部分を国道と県道、で、少ないですよ、こういうところは。時期になるとですね、一方

通行で回すんですけども、これには、一応影響はしません。（委員太田広則君「しない」と呼ぶ）全部確認済みでございます。（委員太田広則君「わかりました。安心しました」と呼ぶ）

撤去もですね、業者に頼む分はとっとして、あとはもう、危ないところは事前に業者にですね、頼んでから撤去しています。

○委員（太田広則君） それじゃ、観光客は影響ないということで、わかりました。安心しました。

じゃ、生活道路として、逆に、さっきね、代替道路ができたということがありましたけども、とりあえずここで通行どめしたことによって生活が困られるっていう方はもういらっしゃるというふうにとらえてよろしいですか。

○建設政策課泉建設地域事務所長（和田浩治君） 困っておられないと思います。（委員太田広則君「わかりました。安心しました。」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） それでは、なければ、意見がありましたらお願いします。

意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、なければ、これより採決いたします。

議案第56号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及び承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第57号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））

○委員長（中村和美君） 次に、議案第57号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号

中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及び承認についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長（潮崎 勝君） それでは、引き続きまして、令和元年8月2日に専決処分いたしました議案第57号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号の建設部所管分につきまして、田村次長より説明いたさせます。よろしく願います。

○建設部次長（田村伸司君） 建設部の田村でございます。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部次長（田村伸司君） それでは、お手元また戻りますが、八代市議会9月定例会議案の15ページになりますが、議案第57号をお願いいたします。議案第56号と同様、地方自治法の規定により専決処分した事件を報告することになっておりますので、17ページ以降の令和元年度八代市一般会計補正予算書・第4号により説明させていただきます。それでは、20ページをお開きください。下の表ですね。

第1表・歳入歳出予算補正のうち歳出について説明いたします。款10・災害復旧費を1750万円増額補正し、補正後の額は5717万4000円としております。そのうち建設部所管分として項2・公共土木施設災害復旧費を1250万円増額補正したものでございます。

次に、詳細を説明いたします。26ページをお開きください。下の表をごらんください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額1250万円を加えて、3010万1000円としております。補正額の財源内訳につきましては、すべて一般財源でございます。

補正額の内訳は、節11・需用費が250万円、節13・委託料が1000万円でございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております梅雨前線豪雨等災害復旧事業であり、本年6

月29日から7月3日と、7月20日から22日にかけての梅雨前線豪雨により被災した施設の復旧等を補正したものでございます。

先ほど御説明しました、7月に専決処分しました泉町の市道腰越・平線の被災につきましては、調査、協議等の結果、地すべりに起因する可能性があることと推察されることから地質調査等の実施が必要となり、これに要する委託料、また坂本町の市道深水・走水線など、3路線の路肩崩壊などの復旧に要する需用費でございます。

別冊の建設環境委員会資料、議案第57号、専決処分の報告及び承認について、建設部所管分の1ページから4ページに路線名、被災箇所、内容と、代表的な被災箇所の写真を示した箇所図を添付しております。

めくっていただきまして、2ページが、坂本町の被災箇所3路線、4ページは、先ほどと同じく、泉町の市道腰越・平線についてでございます。先ほどと同様のものを添付してございます。

以上、議案第57号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号の報告を終わります。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 参考にですけども、意見という、まあ意見になるかな。今回の災害復旧で、一般財源から持ち出しはどれくらいかな。持ち出しは。難しかったら、意見で、後から私の方に、その資料を、委員長、いただければ委員会に、よろしいですか、時間がありますから。

○委員長（中村和美君） いいですか。じゃ、

後ほど山本委員のほうに資料をお願いします。

ほかありませんか。

○委員（谷川 登君） あ、の、済みません。腰越・平線の迂回路つくっていただき、本当に、地元としてうれしく思っております。

そういう中で、もう今から、紅葉が終わり、即ですね、ここはですね、雪が一番深いところですから、二、三十センチ雪が積もるところですので、塩ですたいね、20キロ入りの。ここには、ちょっと茂っておりますので、雪が解けにくいところがございますので、凍ったりすると車がちょっと危ないですから、塩をですね、余分にですね、上のほうから振ってこられるような、地域住民の皆さんが安心して通れるような形で置いていただければと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、なければ、これより採決いたします。

議案第57号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及び承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入れかえのため小会します。

（午前11時27分 小会）

（午前11時30分 本会）

◎議案第58号・契約の締結について（高田コミュニティセンター改築工事）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第58号・高田コミュニティセンター改築工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼建築住宅課長（下村孝志君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建築住宅課、下村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第58号・契約の締結について、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○理事兼建築住宅課長（下村孝志君） 議案書の29ページをお願いいたします。議案第58号・契約の締結についてでございます。あわせて、別紙の資料で、右肩に、令和元年9月25日建設環境委員会資料と記載があります。高田コミュニティセンター改築工事に関する資料をごらんください。よろしいでしょうか。それでは、1の工事関係につきまして説明させていただきます。

別紙資料の1ページをお願いいたします。1枚めくっていただいております。

工事概要について御説明いたします。番号、令和元年度、建住依工第13号、件名高田コミュニティセンター改築工事でございます。工事場所は、旧施設があった八代市本野町でございます。工期は令和3年2月26日までを予定しております。

次に、工事の目的でございますが、本施設は、旧施設が昭和48年に建設され、46年を経過し、老朽化が進んでいること、また平成28年、熊本地震により壁面に大きなひび割れが入るなど、被害が発生したことから改築を行うものでございます。

改築に当たりましては、基本設計及び実施設計を行う際、地元高田まちづくり協議会等で組織されました建設委員会の皆様方と協議を行いながら、施設の配置や、必要な部屋などを検討してきたところでございます。

工事の概要でございますが、施設の用途は、コミュニティセンター、延べ床面積は701.

2平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造、階数は平家建て、工事内容は建築工事一式でございます。

2ページをお願いいたします。こちら、イメージパースは、高田あけぼの保育園があります施設西側の駐車場側から見たところで、これは正面玄関のほうとなります。

次に、3ページをお願いいたします。こちらは、施設の東側から見たところのパース図でございます。

次に、4ページをお願いいたします。位置図でございます。図面の網掛け部分が今回の建物でございます。

次に、5ページをお願いいたします。施設の平面図でございます。図面の上段が西側の正面玄関となっており、玄関すぐ横、この図面で申し上げますと、玄関の右側にサロンを配置しておりまして、地域の展示物や図書コーナーなどを置けるようなスペースを設けまして、地域住民の憩いの場となるような計画としております。

また、玄関の左側には出張所機能を有した事務室を配置しております。図面の下段、玄関を入った正面になります。主に集会機能としての研修室を配置しており、2室に間仕切って使用することもできます。さらにステージを備えております。

そのほかですね、図面の左側のほうには、会議室や調理室、和室、トイレなどを配置しております。

次、6ページをお願いいたします。下段が施設の断面図でございます。

次の7ページも施設の断面図になります。

次、8ページをお願いいたします。こちらは、施設の立面図でございます。図面の上段が西側面の立面、下段が北側面の立面図でございます。

次に9ページ、お願いいたします。こちら

施設の立面図でございます。上段が東側面、下段が南側でございます。以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）契約検査課の岩瀬でございます。よろしくお願いいたします。

工事概要の説明に引き続きまして、入札、契約に関しまして御説明申し上げます。失礼しまして、着座にて御説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） それでは、お手元の最後のページになりますが、10ページでございます。

まず一つ目、競争入札に関する事項といたしましては、本工事は制限付一般競争入札を実施する旨、令和元年6月24日に公告しております。

本市では、設計金額が2500万円以上の建設工事につきましては、原則制限付一般競争入札を行うこととしております。

次に、二つ目、競争入札に参加する者に必要な資格としましては、共同企業体の構成員の欄で、2者または3者で構成される建設工事共同企業体であることとしております。

本市では、設計金額が2億円以上の建築一式工事につきましては、原則2者または3者で構成される建設工事共同企業体方式を採用しております。

その下ですが、格付等級または云々とあります欄ですが、代表構成員は本市の競争入札参加資格における建築一式工事の格付がA級であること、構成員2及び3は同格付がA級またはB級であること。またその下の営業所の所在地は八代市内に主たる営業所を有するものとしております。

この表の中段以降の部分、配置予定技術者に関する事項につきましては、資格等の欄にて、

建築一式工事に関し、建築業法に基づく主任技術者、または監理技術者となる資格を有する者などを条件としております。

次に、その下、3つ目、開札及び結果でございますが、7月16日に開札しましたところ、2者で構成される建設工事共同企業体4者の応札がございまして、その中で、平松建設株式会社を代表構成員とする平松建設、鶴山建設建設工事共同企業体が、入札金額、税抜きで2億530万円で落札いたしました。

なお、予定価格は、税抜きの2億889万8000円ですので、落札率は98.28%でございます。これによりまして、7月26日に、消費税を加算した2億2583万円の契約金額で仮契約を締結したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑、ありませんか。

○委員（太田広則君） 済みません、ぱっと見て思ったんですが、外のらせん階段は、これは屋上に何か、避難所スペースか何かある目的でつけられたらせん階段でしょうか。外のらせん階段の目的、趣旨を教えてください。

○建築住宅課課長補佐兼設備係長（塩塚将朗君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建築住宅課の塩塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど太田委員おっしゃいました、らせん階段の目的でございますが、委員おっしゃるように、屋上への避難を目的といたしましてらせん階段を設けさせていただいております。以上でございます。

（委員太田広則君「浸水想定区域でしたっけね。球磨川の浸水想定ですかね」と呼ぶ）

○市民活動政策課主幹兼第二住民自治推進係長（中松大輔君） 市民活動政策課の第二住民自

治推進係係長をしております中松と申します。

委員お尋ねの件ですけれども、球磨川の浸水想定区域でございます。（委員太田広則君「わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） ひさしの形状についてなんですけど、地元と協議を重ねられたということで、葉っぱの形か何かを意匠されて、こういうひさしにしたいなということでされたんですか。

というのが、いわゆるひさしの下、下野の部分は、災害のときとかですね、炊き出しのスペースとかというふうにも有効に使えると思うんですけど、もう少し先端の幅を広くすればですね、有効な投影面積ができたんじゃないのかなと思うんですけど。地元の意向でデザイン優先ということであれば、やむを得ないんでしょうけど、そこら辺は、設計の中ではどういうお話があったんですかね。

○市民活動政策課主幹兼第二住民自治推進係長（中松大輔君） 高田コミュニティセンターにつきましては、平成29年度から基本設計、30年度に実施設計等を行っておりまして、29年度基本設計の段階でですね、いろいろそういった外観などをちょっと話をしております。

地元の皆様からも御意見をいただきまして、その中でですね、設計の中で、高田と言えやはり晩白柚というのが、かなりシンボリックにありますものですから、そういったものをイメージしたらどうかという部分で、一応そのようなデザインにさせていただいたところでございます。以上です。

○委員（堀 徹男君） デザインということですね。

それともう1点、いいですか、委員長。和室と調理室のレイアウトがですね、和室のほうが一番奥になってます、5ページの平面図で見たら。これも、使い勝手の面からいったら、こっちのほうがよかったのかなとかっていうのもあ

るんですけども。これも、あれですか、地元の要望とか、設計者の意匠とかですか。

○市民活動政策課主幹兼第二住民自治推進係長（中松大輔君） こちらも、和室のほうがですね、調理室よりも奥まったところにあるという形になっておりますが、光の入りぐあいなどを考えたときにですね、和室のほうが、できるだけ明るいほうがいいということで、窓際に設置するためにですね、そちら奥側に設置させていただいたものでございます。

この辺も、住民に皆様からも御意見をいただいて、そういった中で、設置を奥側にということとさせていただいたところでございます。

以上です。

（委員堀徹男君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員（山本幸廣君） 全体的に、コミュニティという言葉のもとにですね、危機管理上から、この高田コミュニティセンターの建設に向かって、防災機能を果たす役割の位置づけというのを考えたときに、平面図から、立面図から見たときに、どこに、どういうふうに位置づけたか、お答えができますか。そこらあたり、ちょっと聞かせてください。

防災機能という言葉のを頭に浮かべながら、こういうことで地域住民からの御意見もありましたと、行政としては、このような防災機能の拠点としてですね、地域の拠点として、こういう設計をし、こういう建物を建てますということの質問ですけども、いかがですか。

○市民活動政策課主幹兼第二住民自治推進係長（中松大輔君） 委員さんお尋ねの件ですけども、防災機能につきましてもですね、非常に基本設計の段階から、意識の高い委員さんいらっしゃいまして、いろいろ議論を重ねてきたところでございます。

先日ですね、担当箱のほうにですね、お配りさせていただいた資料に、こういった高田コミ

ュニティセンターのイメージ図というのをお配りさせていただいたんですけども、その中でですね、避難所機能というのを書かせていただいております。

設計の段階でいろいろ意見をいただいて、今回高田コミュニティセンターに設置させていただく予定のものがですね、自家発電設備、こちらのほうが24時間、給油なしで稼働できるものでございます。それと手押しポンプ、あと多目的トイレ、あとかまど型ベンチ、それとあとWi-Fiですね、あと屋外屋内の防災倉庫、あと、建物そのものをですね、一応、昨年度の市の防災マップの段階では、こちらの浸水想定が50センチ程度の浸水、50センチ未満の浸水の可能性があるということでございましたので、建物そのものは、50センチかさ上げして建物をつくるという形で、避難機能としてつくらせていただいたところでございます。

あと、先ほど説明もいたしましたけれども、後ろのほうにらせん階段がございまして、浸水想定50センチ以上ですね、水が来ましたら、屋上のほうにもですね、逃げれるように、一応避難場所もつくっております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） なぜ質問したかというのと、マスコミが毎日のように報道しました千葉の停電の問題ですね。で、自家発電等々についても、大変少なかったという状況でですね、50万戸以上、70万戸ぐらい、というのはもう熊本市全体、県全体が停電しとるという状況で、今でもまだ停電しとると。課題がたくさんあったということで、国にも責任があるんじゃないかと、県にはありますよとか、市にもありますよと。やっぱ、こういうのが今マスコミが報道しておりますので、あえてそこで質問したんですけども。

自家発電というのは、私は当初、公民館建設等々についてですね、新庁舎を並行して、この

コミュニティセンターと公民館、支所等についてもですね、耐用年数を過ぎたところについては、施設の管理、建設を進めようということで、執行部が答弁したのが、御存じのように、庁舎と並行して進めていきます、整備を。ということでありますので、29年、今回高田のコミュニティありましたけども。あと5年か10年計画ば立てておられると思うんですけども。

このような状況をですね、踏まえた中で、これからやっぱり、コミセンの整備についてはですね、検討していただきたい。海拔何メートル、ですね、ここらあたりを基準、持ってください。海拔何メートルというのをですね。浸水も含めてありますけども。

そういう状況の中で私があえて言ったんですけども、それで、先ほど意見があったように、熱中症が物すごく多かったと、ですね、今回の千葉については。それで、熱中症対策はどうするかということになるんですね、和室も。やっぱり平面図見た中でもですね。その辺を対象とした中での、やっぱりコミセンという形の中でですね、これからひとつ、次の建設、予定地がありますから、そこら辺についてはひとつ、こういう災害ときの千葉を習った中でですね、ぜひとも考えながら進んで整備をしていただきたいなということを思いますが、いかがでしょうかね。

○市民活動政策課主幹兼第二住民自治推進係長（中松大輔君） 次のコミュニティセンターの改築などについてはですね、まだ方針などは定まってはおりませんけれども、当然ですね、避難所機能なども十分に考えながら、市全体の公共施設等総合管理計画というのもございますので、そういったものもですね、勘案しながら、総合的にですね、計画のほうはつくらなければいけないと考えているところでございます。以上です。

○委員（山本幸廣君） 今の答弁で、とにかく

引っかかってきたのが、今の答弁の最後の言葉ですよ。今からです、今からですと。市長は、並行してね、コミセンを整備していくということで、本会議でびしっと答弁しとるわけなんです、説明しとるわけなんです。ですから、次はどこかな、次はどこかなという計画性の中でもう進んでおるといふ、私は認識の中で今回のこれについては賛成したいんですよ、はっきり言ってから。

そういうことの前提でですね、いいのができたと、高田のコミセンは。じゃ、次はもうこういふ計画ですよということではですね、並行していくという市長の答弁ですから。これについては、まっしぐらに進んでいただきたいというふうに思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。（委員山本幸廣君「いかがですか。何もしてなかなか何もしてないかて言うてよかけん」と呼ぶ）

○市民活動政策課主幹兼第二住民自治推進係長（中松大輔君） 今ですね、公共施設等総合管理計画というのがございまして、公共施設の今後のあり方をどうするかという部分でですね、今、資産経営課というのがそちらの担当課でございまして、そちらとですね、今十分に協議をさせていただいているところでございます。

まだ、全く動いてないというわけではなくてですね、そういったところで協議を今進めてやっているとございますので、大変申しわけございませんが、よろしくお願いします。

○委員（谷川 登君） 済みません。すばらしいコミュニティセンターが、2億もかけてですね、本当に職員の方、大変だと思いますが、立派なコミュニティセンターができることを期待するわけですが。

そういう中で、いろんな制限付一般競争入札を行われてですね、資格等、いろいろ建築に対する法律がある中でですね、私がちょっと個人的に思うんですが、職員の方はどう思われるか

わかりませんが、私たちは、ちょっとそれは何を言いたいのかというですね、引っ張って、見てですね、一般入札4者が、入札の金額が書いてありますよね。

そういう中で、この議案第58号の中ではですね、2億2500万、830万の平松等共同体がととってというふうなことで、わかっつとに、新たにこの3者を、下の、落札者の金額もですね、私はこら、ちょっとここは空欄でもいい、口頭で言ってほしかったなという、やはり、何というですかね、この業者とか、気持ちになった場合がですね、議員さんたちもどう思われるか知れないんですが、私としては、落札者の金額についてはですね、ちょっと異例、没収じゃなかばってんですね、余り入れんがよわなかなかなというふうな感じがいたしましたので、一応質問します。

○委員長（中村和美君） 答弁、求めますか。答弁を。（委員谷川登君「はい」と呼ぶ）

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） ただいまおっしゃられました件につきましてはですね、通常、入札をいたしまして、開札しましたときに、入札が成立した場合はですね、入札に参加された業者、それと入札金額、これはともに公表するようなところで、すべての入札において、そういった形をとっております。

その関係で今回もですね、4者、共同企業体4者入札されておりますけども、全ての会社、それと金額を表示させていただいたということでございます。（委員谷川登君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（田方芳信君） 今、ここコミュニティセンターで、もし災害があった場合ですよ、何名ぐらいの収容ができますか。

○市民活動政策課主幹兼第二住民自治推進係長（中松大輔君） お世話になります。旧高田コミュニティセンターのほうが大体面積が700平米ぐらいで、今度新しいコミュニティセンタ

ーも700平米なんですけども、旧コミュニティセンターでいきますと、収容人数が大体200名になります。で、今回も大体同じ平米数なので、正式にまだ出しているわけではないですが、同じか、それ以上の人数は収容できるものとは考えております。（委員田方芳信君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） 今のは、ちょっと、もう今からの時代の収容人数の計算方法から逆行していると思いますけど、そこら辺はまた精査をお願いしたいと思います。

ええと、何だっけ、らせん階段つくられてね、万が一の浸水に備えて、高所避難ができるようにということで、屋上に上られるように設計されたようにはうかがえるんですけど、あんまり広くないですね。50平米未満ぐらいでしょう、ざっと計算するとね。それ乗り越えて本体の屋根の上にも上れるようになっているんですか。

○建築住宅課主幹兼建築係長（秋野亮二君） 資料のですね、2ページのパースをごらんいただけますでしょうか。こちらでもわかりにくいんですけども、屋根の面積が一番大きいところのですね、中央あたりにちょっと欠けたところがありますけど、こちらが、裏側にらせん階段がございます。こちらに、らせん階段から上がってきてですね、その右手の外壁が白っぽいものがありますけど、こちらの上に約200平米ほど。（「200もあると」と呼ぶ者あり）はい、ございます。そちらに想定ですけども200名、非常時は避難できるというところで考えております。（委員堀徹男君「じゃ、後で」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終わり、意見がありましたらお願いします。

意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第58号・高田コミュニティセンター改築工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

午後は13時、午後1時から再開いたします。

(午前11時58分 小会)

(午後1時00分 本会)

◎議案第75号・契約の締結について(八代市防災行政情報通信システム整備委託)

○委員長(中村和美君) それでは休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

議案第75号・八代市防災行政情報通信システム整備委託に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○総務企画部長(松村 浩君) 皆様、こんにちは。お疲れのところ、大変申しわけございません。

それでは、議案第75号・契約の締結につきまして、廣兼危機管理課長が説明しますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○危機管理課長(廣兼和久君) 改めまして、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 危機管理課、廣兼でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明をしたいと思います。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○危機管理課長(廣兼和久君) よろしくお願ひします。

議案書のその3を見ていただきたいと思います。

議案第75号・契約の締結について御説明をいたします。

まず工事名ですが、工事名は八代市防災行政情報通信システム整備委託となります。

契約金は14億9600万円、契約の相手方はNTT西日本・フィールドテクノ八代市防災行政情報通信システム整備共同企業体ということになります。

お配りをいたしております資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目は契約の概要説明でございます。

システムの整備の概要につきましては、2ページ目をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

今回導入するシステムの全体像ということで載せております。中央から右にかけての点線で囲んである、右下に記載してある1、情報伝達システムということになります。これは各種受信端末への配信のシステムとなります。左下から中央にかけての枠が、2の災害時支援システム、3の情報映像制御システムで、情報を収集し、管理するシステムということになっております。この2と3のシステムは、これまでなかったシステムということになります。

それでは、3ページ目を見ていただきたいと思います。

各システムの整備内容について御説明をいたします。

初めに、情報伝達システムの整備でございますが、伝達方法は携帯通信網を利用したシステムというふうになります。屋外拡声子局につきましては、高性能スピーカーにより聞こえやすくするというので、整備予定台数は186局を予定いたしております。

戸別受信機の整備につきましては、携帯電話

やスマートフォン、固定電話をお持ちじゃない方に配布するという予定にしております、2800台を予定しております。

防災アプリにつきましては、スマートフォンへの情報配信を行うもので、校区、町内単位で設定が行えるもので、防災マップ等の防災情報の閲覧が簡単になるというシステムでございます。

続きまして、一斉架電システムにつきましては、固定電話等に一斉に架電をするシステムで、1回に当たり700回線を同時に発信することができるシステムということになります。

次に、災害時支援システムについてでございますが、国や県などからの情報収集やクロノロジー、備蓄品の管理、避難所運営管理などのシステム整備と監視カメラ、水位センサー等によります河川及び八代海のリアルタイムな情報を入手することができるようになっております。

次に、映像表示制御システムでございますが、市庁舎内の災害対策本部に98型のマルチモニターを、災害対策本部事務室に55型の8面のマルチモニター及び80型の移動式モニター、危機管理課執務室には50型のモニター、災害情報室には80型の移動式モニターを設置することとしております。

このいずれのシステムにつきましても、整備内容がですね、実施設計を行った上で最終決定していくというふうになります。

今回の委託業者の決定でございますが、導入を予定しているシステムの整備につきまして、本市にとって有益な手法を求め、価格面だけでなく、提案事業者ごとのサービス内容と、総合的に判断するため、公募型のプロポーザルにより業者選定を行っております。プロポーザルの募集を令和元年7月19日から行いまして、提案書の提出期限を8月20日までとしまして、1次審査を8月26日、2次審査の業者によるプレゼンテーションを8月29日に行いまし

た。参加業者は2業者ということでございました。

2次審査の選定委員は9名でございまして、うち外部の有識者3名を審査員に加えて、専門的な意見も取り入れて最終決定をいたしております。

今後の整備の進め方でございますが、本年度に実施設計業務を行いまして、来年度に各システムの整備を行っていくというふうに予定をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（堀 徹男君） プロポの参加の数があると1者だったんでしょ。で、できればですね、こういった資料のときに、これは初めて見るものですから、プロポの参加でどういう提案があってどういう企画をして有利になったというふうですね、比較ができる資料を用意していたければよかったのかなと思うんですよ。僕ら、とにかく契約の締結を承認するに当たっての資料を初めて見るわけですから、そういうのはぜひお願いしておきたいと思うんですが、1点質問よろしいですか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○委員（堀 徹男君） 契約の予定工期が令和3年の3月26日ということで、恐らく新しい庁舎の完成には間に合わないのかな、これ、設置される時期が。映像システムとかいろんなシステムは、当面ここに設置されるんですか。

○危機管理課長（廣兼和久君） 本庁舎のほうに置くシステムにつきましては、本庁舎ができるときに整備するということになりますので、それまでは整備はしないというふうな格好になります。ただ、配信システムは、仮にこの庁舎に置くような格好になると思います。（委員堀

徹男君「わかりました」と呼ぶ)

○委員長(中村和美君) ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第75号・八代市防災行政情報通信システム整備委託に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。(「どうもありがとうございます」と呼ぶ者あり)

執行部入れかえのため、小会します。

(午後1時07分 小会)

(午後1時09分 本会)

◎議案第76号・契約の締結について(八代市新庁舎建設工事)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第76号・八代市新庁舎建設工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○新庁舎建設課長(松元真介君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 新庁舎建設課の松元でございます。座って説明させていただきます。

私のほうから、お手元にお配りしております議案第76号・契約の締結についてという冊子がありますけれども、こちらお配りしておりますが、このうちですね、1番工事関係、2、入札関係でございます。私のほうからは、この工事関係について御説明をいたします。よろしくお

願いたします。

それでは、1ページをごらんください。

工事概要説明書、番号、令和元年度新建工第1号。件名、八代市新庁舎建設工事。工事場所、八代市松江城町1番25号。契約の相手方、前田建設工業、和久田建設、松島建設建設工事共同企業体。契約の相手方住所、福岡市博多区博多駅東2丁目14番1号。契約金額129億8000万、消費税10%込みです。契約予定工期、令和3年10月29日までとします。工事の目的、平成28年熊本地震において被災した市庁舎の建てかえを行うものです。工事の概要、施設用途、庁舎。施設概要、延べ床面積2万7492平方メートル。階数、地上7階地下1階。構造、地下鉄筋コンクリート造、地上鉄骨造、床の一部CLT造とします。基礎、場所打ちコンクリート造、柱頭免震構造。工事内容、建築工事一式となります。

続きまして、2ページ目ちょっと飛んでいただいて、3ページと4ページをごらんいただきたいと思います。

3ページが、敷地南側から見た南側パースであり、次の4ページがですね、敷地の西側、八代城趾側から見た西側パースとなります。パースはあくまでイメージでありますので、今後の外構計画、または建物色決め、植栽の数ですか位置、建物外観の色などにつきましては変更する可能性があります。

以降は、5ページ以降ですね、配置図、各階平面図、断面図、立面図となります。

本日は、委員長のほうにも御紹介ありましたように、契約に関する審査であり、図面の概要につきましては、さきの6月議会終了後に実施しました新庁舎実施設計に係る報告会により説明しておりますので、各図面の詳細な説明にかわり、資料の御紹介をさせていただきます。

5ページが配置図となります。

6ページが地下1階平面図となります。

ものを評価値として、この評価値の最も高いものを落札者とするものでございます。

評価項目といたしましては、中ほどの表に示しますように、1つ目の施工計画では、構造物における品質確保や耐久性、近隣環境への影響低減に関する提案など20点の配点、2つ目の企業評価では、同種工事の施工実績や建築一式工事の工事成績評定点、さらには市内企業への発注など、地域への貢献等について28点の配点、3つ目の技術者評価では、配置予定技術者の資格やその施工実績、工事成績評定点などについて12点の配点として評価したところでございます。

次にその下、4つ目の開札及び結果でございますが、8月22日に開札しましたところ、前田建設工業株式会社九州支店を代表構成員とする前田建設工業・和久田建設・松島建設建設工事共同企業体1者の応札がございました。これを受けまして、先ほど申し上げました技術評価を行うに当たり、応札者により提出された技術申請書の審査のため、8月26日に総合評価幹事会、28日に学識経験者の意見聴取を経て、30日に総合評価審査会を開催して慎重に審査したところ、技術評価点が79点、入札価格が税抜きで118億円、これを算式どおりに計算した評価値が0.6695ポイントでございましたので、落札者として適正であることを確認したところでございます。

なお、落札率は99.92%でございます。

これによりまして、9月10日に、消費税を加算した129億8000万円の契約金額で仮契約を締結したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、説明を聞いた中

で、前回もう本会議で一般質問があったんですけども、応札が1者しかなかったというその背景というのをですね、少し説明できませんか。

○新庁舎建設課長（松元真介君） 済みません、明確なですね、理由はちょっとわからないんですけども、入札が不調・不落になったほかの自治体から聞き取りしたんですが、資材価格や人手不足による人件費の高騰などの影響により、価格面の調整がうまくいかなかったことや、地元業者との共同企業体としての体制が困難であったということが要因で、不調・不落になったとも聞いております。その他、想定できない理由から、結果として応札者が1者であったというふうに思っているところです。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 大変、1者というのは、1議員としてですね、今までの経験上、このような大きな事業の中での1者というのはまれになかったような気がしてならないんですよ。そういう背景については今ですね、次長かな、（「建設課長」と呼ぶ者あり）説明できましたので、それなりの理解はいたしたいと思っておりますが、冒頭、条件の中で、格付等の総合の評価値も含めてですけども、P点が1500点以上ですね、これと延べ床面積の5000平米以上というのが、今回の一つの目安としてですね、今回、制限付一般競争入札をされたということですが、あえてこういう地元業者でもいろいろ手を挙げる人がいなかったという状況の中ですね、この2点についてですね、事前にそういう地元業者に対する、普通ならば小さいところでは相見積もりとかですね、ちょっとあるじゃない、相見積もりとか、業者に対して、あなたの会社はこれだけ積算したらどれぐらいですかと。概算でも結構ですからと言って相見積もりとりますけども、その中で、これぐらいうちでしますよというようなことは、事前にできるわけですけども、そういう情報の中でこの2点が

ですね、私は少しネックになったんじゃないかなろうかというふうな気がしてならないんですよ。
1500点以上と5000平米ですね、このあたりについてはどうでしょうか。地元業者に対してですよ。

○新庁舎建設課長（松元真介君） では、まず1500点以上の件なんですけども、ちょっと話は戻んですが、実は発注方式はいろいろ考えている中で、今回、建築JV一括方式というふうにしています。当初ですね、建築と機械設備、電気設備を分けて分離分割する、そういった方式も考えました、正直言います。

ただ、JV方式というのは、御存じのとおり代表構成員と構成員数社から構成されるものなんですけど、規模、事業費、建築物の品質確保という観点からですね、今回、ほかの自治体の状況を参考に、我々もこれぐらいの面積ってやったことないんですね、それを非常に参考として、代表構成員の要件というのを考えたところ、業者の格式の目安となるのが、総合評点P点に関しては、1500以上というのが多かったんですね。だから、まずそこで1500以上を設定しましたという話の一つ。そして、5000平米に関しては、今回2万7000平米ぐらいになってますけども、この平米数からいくと、やっぱり最低でも5000平米の経験は必要じゃないかと。やはり庁舎ですから、できて後からおかしくなったというのも問題なので、地元の業者さんがどうのこうのではなくて、あくまで規模とそのP点から総合的に勘案して、こういう設定を今回させていただいたというところで御理解いただければと思います。

○委員（山本幸廣君） 私がね、なぜ応札が1者だったということにこだわるという、1者よりもね、こういう提案されたわけですから、それを審議するわけなんですけども、2者3者というのが普通だということを、皆さん方それは認識されると思いますよ、そこは。1者は来ないだ

ろうと、やっぱり2者か3者は手を挙げるだろうというふうなですね、共同企業体というのはあり得るだろうとほとんどの方が予測をされたと思うんですよ。ところが1者だったということと同時に、今回の落札率等々も含めてですよ、129億、九十九.何%という落札率もあるわけですので、私たちが今までのこの28年から、委員長も一緒なんですけど、このメンバーってというのが、新庁舎に向けてですよ、4年も5年もかけてきた中でですね、最初提案されたのは78億でした。これは契約について絡みますからね。あと、88億から112億か132億、それに今回162億という数字がずっと変わってきてですね、いろいろと議論をして、市民の方々にも心配をかけるし、そしてまた議会でもいろいろな議論をやってきました。

最終的に、前回の選挙、当選されてきた後に162億が出てきたわけですね。それから急ピッチに進まなければいけないというふうになったんですけども、私たちはそのときにいろいろと賛成をしてきました、継続の問題も含めて。

で、今回、まさか1者というのは思わなかったんですね。やっぱり2者3者来るだろうと。これだけの事業で、これだけ苦労してきた中でですね。だから、本当に私としてはびっくりしたという状況で。特に私たちは地元業者でできるかということの発言もしてきたし、あえてゼネコンとのJVというのが引き落とされたのがですね、出てくるだろうと思ったんですけど、なかなか1者だったということ。それに少しひっかかっておるのが現実なんです、はっきり言ってですね。

そういう状況でありますので、あえて言えば、私は附帯決議をしておりますので、附帯決議どおりに進んでなかったというのが、これもまた一つひっかかります。そういう状況でありますので、今のところ私としては、今、尋ねた

応札、1者というのが大変疑問だったということです。それについて今説明ありましたから、また後で質問します。

○委員長（中村和美君） ほかはございませんか。

○委員（堀 徹男君） 入札の件で聞きたいんですけど、自治体がですね、競争入札にするっていう意義を、もう1回説明していただいていいですか。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） 自治体が入札を実施するに当たりましては、皆様方の税金を活用させていただきまして資産形成をするということになりますので、入札の目的としましては、公平性、機会が均等に与えられるということ、それと公正性ですね、正しい手順に基づいて入札手続が行われること、それとまた経済性、これは予定価格というものを設定しますので、この予定価格以上にはならない、この予定価格以下、最低制限価格があればその範囲内ということになりますが、その範囲内で落札するというふうな機会均等、公正性、経済性、こういった三つの観点からですね、入札を実施しているところでございます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（委員堀徹男君「続きいいですか。それ確認した後でよろしいですか」と呼ぶ）

はい、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） 市場原理に基づく競争原理をですよ、働かせるというのが競争入札の大きな観点だろうと思うんですけども、説明があったように、いろんな事情が背景にあって、1グループの応札といいますかね、1JVだったという説明でしたが、本来の競争の観点からいくと、今の答えからいけばですね、自治体としてどう競争という意味を捉えられるのかというのを確認させていただきたいと思います。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） こういった1

者応札の記述につきましては、さまざま学者さんの意見がございます。1者応札ではいけないという御意見、それと、いや、1者入札でもいいという御意見がございますが、私どもは、今回制限付一般競争入札を行ったわけですが、その公告条件に見合った者であれば誰でも参加できるというふうな競争の機会は確保しているということを考えております。

そういった観点から、我々は今回の1者応札は、これで適正であるというふうに考えておるところでございます。

○委員（堀 徹男君） 考え方はですね、いろんな形があると思います。今おっしゃったようにですね。

これが、しかし、制限付一般競争入札という形の中でですよ、今からこれの一つの基準というか、なっていくのかな。1者でもオーケーということ。

ちなみに、今までそういった事例というのは何件くらいあったんですか。

○委員長（中村和美君） 委員、契約の内容についてしてください。あとは個人的に話をしてください。まずはこの契約はどうであるかというのは先ほど申したとおりでございますので、余り後退するような質問はしないようにしてください。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） これまでの実績ということで申し上げますと、本市の一般競争入札は、平成19年度から施行を開始いたしております。それから平成30年度、去年度までに1者応札があった件数としましては23件でございます。

（委員堀徹男君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、委員長が言われたので、入札の件だけの発言をしますが、先ほど言いましたように競争の機会を与えたとい

うことの中ですね、理解をいたしたいと思えますけども、競争というのは、これはもうはっきり言って相手がおって競争するわけですね。

例えば来年オリンピックなんですけども、やっぱりステージ決勝まで行く。決勝に行くまでのですね、いろんな物語があるわけですよ。決勝に行ってやっぱり1着をとる、2着をとる。その1着は1着の努力をしていると。競争がないとしゃがな、努力をしてないんですよ。努力をしなくても1着をとるということになります。

そういうことを考えた中で、落札率といって129億、予定価格を立てましたね。予定価格というのが私にはですね、いろいろと今までの議会で質問や答弁やそういう背景の中ではですね、予定価格が高かったんではないかというのが私の考えなんです。ここらあたりですね。

私としてはですね、今、委員長が言われますので、今回のこの落札、そしてまた今回の契約についてですね、賛同を得ないような状況でありますので。そこはなぜかといいますと、もう今、委員長が言われましたように、契約に関しては質問できないということでもありますので、あとについてはですね、これも今回いろいろと問題があると思いますので。だといってですね、やはり当初のことを市民を主体としたですね、私は新しい庁舎をつくる必要があったと。これからもつくらなきゃいけないというふうに思っております。

○委員長（中村和美君） 意見ですね。

ほかありませんか。

質疑です。

○委員（太田広則君） 確認です。企業評価のところで、市内企業への発注など地域への貢献って書いてあるんですけど、聞いていいかどうかも含めて、下請けの業者さんの数は聞いてよいかですか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○委員（太田広則君） じゃあ済みません。よかったら、この決まった3者ございますね。参考までに、八代市の下請けの直接の業者さんの数というのは、それぞれの会社でわかりますか。わからないでしょ。

○新庁舎建設課長（松元真介君） 済みません、現段階では具体的にはわかりません。

契約締結後に受注者に対し、できる限り地元業者を当然、活用していただくようお願いしていきます。

○委員（太田広則君） じゃあ、逆に聞きますけど、ここの企業評価点のところで、28点満点中何点だったかちゅうのはわかるんですか。教えていただけるんですか。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） 内容につきましては、これは非公表とさせていただきたいと思っております。

その点以外にもですね、企業の特許等、そういったいろんな内容が含まれておりますので、申しわけございませんが、内容につきましては非公表とさせていただきます。

○委員（太田広則君） ということは、そのじゃあ、企業評価点はわからないということは、逆に聞くと、79点という技術評点があるわけですね。標準点が40点ですね。そうすると、満点でこれ60点でしょ。加算点が60点が100点満点、60点で100点になるわけでしょ。79点だったちゅうことは、全然内訳つうのは、もともとここの標準点が何点だったかっつうのもわからないわけですね。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） 標準点は40点でございます、加算点を合わせて79点ということでございます。

○委員（太田広則君） ちゅうことは、39点っていうふうに捉えてよろしいんですか。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） 技術点部分につきましてはそういったことになります。

(委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○委員長(中村和美君) ほかありませんか。

○委員(山本幸廣君) 今、松元さんが言われたように、下請け業者かんかん等については、今のところ説明ができないということではありますが、これはもう強い要望です、委員長。これは、附帯決議をしてから、地元業者の下請けを全面的にやるという決議をしてるんで、議会です。これについては、はっきりとですね、やっぱり地元業者を使ってください。これがなければですね、1者応札のですね、その意味というのがわからなくなってきましたよ。これだけは強く要望しておきますから。部分発注を計画してたのが、部分発注をしない。そして、やっぱりこういう1者応札という形になってですね。やっぱり不信感のないような中でですね、地元業者の下請けというのは、もう全面的に協力するということですね、そういうのをきちんと後で位置づけていただきたいと思います。

よろしいですか。

○委員長(中村和美君) それでは質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員(太田広則君) 金額が金額ですし、先ほど私が言った、この企業評価のね、市内企業への発注など地域への貢献等というところ、ここが本当にせつかくですね、こんな金額をかけてつくるわけですから、全てのとは言いませんけども、地元の業者さんがですね、本当にこの八代市の新庁舎建設に携われるようにですね、この企業評価の言葉そのものをですね、しっかり意識しながらやっていただきたいなというふうに、業者さんには言っておきたいなと思います。

○委員長(中村和美君) それではよろしいですか、意見。何もありませんかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) それでは、新庁舎建設促進特別委員会でもですね、地元業者を使ってくれというようなことになっておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

それでは、これより採決いたします。

議案第76号・八代市新庁舎建設工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手多数と認め、本案は可決されました。

◎議案第77号・契約の締結について(八代市新庁舎建設に係るCLT製造等業務)

○委員長(中村和美君) 次に、議案第77号・八代市新庁舎建設に係るCLT製造等業務に係る契約の締結についてを議題として説明を求めます。

○新庁舎建設課長(松元真介君) 新庁舎建設課の松元でございます。引き続き、議案第77号・契約の締結についてを御説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○新庁舎建設課長(松元真介君) お配りしております八代市新庁舎建設工事に係るCLT製造等業務に関する資料をごらんいただきたいと思います。

まず、めくっていただきまして1ページをごらんいただきたいと思います。

業務概要説明書、番号、令和元年度新建委第3号。件名、八代市新庁舎建設に係るCLT製造等業務。契約の相手方、八代森林組合代表理事組合長西坂栄樹。契約の相手方住所、八代市泉町下岳101番地。契約金額2億240万、消費税10%込みです。契約予定工期、令和3年5月31日までとします。目的、新庁舎建設において、市産材活用を目的としたCLTの製造業務委託。

概要、新庁舎建設に当たり、ＣＬＴの原料として、１００％市産材を活用するために、材料の集材、製材、乾燥、ＣＬＴ原板の製造までを行うものです。

根拠法令、議会の議決に付すべき契約に関する条例第２条、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５０００万以上の工事または製造の請負とする。

今回、随意契約ということで、契約の相手方につきましては、建設に必要な市産材を集材できる事業体は八代森林組合しかいないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、八代森林組合と随意契約を締結するものです。

続きまして、２ページをごらんいただきたいと思います。

今回の発注方式をフロー図でまとめております。点線で囲まれた部分が今回発注する業務の範囲となっております。

経緯としましては、今回、新庁舎の床の一部にＣＬＴを使用するに当たっては、減少傾向にある木材需要の拡大の契機及び地場産材のＰＲ等も考え、１００％市産材で賄うことを目標としておりました。

しかし、本市の木材流通量やＣＬＴ現場への納期等を検討した結果、建設会社が発注する従来のやり方では、当該の目標の達成は非常に難しいことが判明しました。そこで、材料の集材、調達からＣＬＴ製造までの業務を一本化し、市から直接発注することで、市産材１００％の活用にもめどが立つことから、今回、上記のスキームで発注を行うこととしております。

続きまして、３ページをごらんいただきたいと思います。

ＣＬＴの製造までの過程を、内容ごとにおおむねの時期でまとめたものです。

まず、原木の調達を契約後から令和２年６月

まで、原木の乾燥並びにラミナの製造までを令和元年１１月から令和２年１１月まで、ラミナの搬入及び保管並びにマザーボード製造を令和元年１２月から令和３年５月までと予定しております。

受注者である建設会社に対しましては、製造までの加工ができたものを随時支給することになります。支給場所につきましては、現場、製造メーカーの工場または請負者が準備する工場などが想定されますが、契約締結後に改めて確認を進めていくこととしております。

続きまして、４ページをごらんください。

今回、ＣＬＴ材調書ということで、原木、ラミナ、マザーボードごとに規格、数量をまとめております。樹種は杉とし、原木は約４５００立米に対し、ＣＬＴパネルとしては約１２６４立米程度となる予定です。

最後に５ページをごらんください。

ＣＬＴの使用箇所を伏せ図で示しております。この中でハッチングといいまして、斜めに線を入れているところがあります。ここは執務室なのですが、使用箇所は平面計画上、大スパンとなる各階の執務室の天井並びに床となります。

右下の断面図を見ていただきたいんですが、こちらはですね、鉄骨のはりや上下のＣＬＴパネルでサンドイッチしたものを示しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（谷川 登君） 新庁舎に係る木材加工は本当に八代産の御利用ありがとうございます。計画していただいて、森林組合とも契約になったんでございますが、教えていただきたいのは樹齢何年ですかね、この木は。例えば戦後

40年とか50年とか、このベンチとかつくったように、ある程度大体樹齢40年とか50年以上、60年とか、100年以上になっただような、そやんとはわからんとでしょ。

○新庁舎建設課課長補佐（豊田浩市郎君） ベンチとかも予定はしてるんですけど、この契約の中にはベンチをどうするかっちゃうのは入っていません。あくまでベンチを仮につくるにしても、一本物でつくるんじゃなくて、多分分いたつを重ね合わせてとか、そういうような感じで作っていくんだろーと思います。

（委員谷川登君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 八代市産材をですね、使われるということなんですけど、すごい広義の意味での市産材と捉えるのと、それから八代市の市有林、——財産お持ちですよ。それは市産材の中に市有林も含まれてるのかなというのが1点。まずそれをお尋ねしたい。

○新庁舎建設課課長補佐（豊田浩市郎君） 市有林も使うては聞いてますけど、まだその辺ははっきりさせてません。

○委員（堀 徹男君） それとですね、調書の原木の材積が4500立方ということで、ひき板にしたときの材積が1690ということでですね、歩どまりがざっと計算すると4割切ってるということで、一体どんな使い方をね、されるのかなと心配になるんですけど、最終的に製品でマザーボードの、工場渡しなのか現地渡しなのかわかりませんが、1264立米ということで、2億240万ですか、出てます。その段階でですね、単価的にいくと16万ぐらい、計算するとなる、1立方当たり。となると、川下から川上にさかのぼっていったときにですね、丸太の原木の4500立方だけでもね、単純に切り賃と丸太、合わせただけでも1億何ぼの金が出るんですよ。何か、どこでそ

んな計算で、合うのかなって思うんですけどね、途中経過が。最終価格から逆算していくと。

なんでこんなこと聞くかっていうと、山元ね、お金を還元できるのがやっぱり地元産材の活用の目的だろうと思うんですよ。それ、庁舎建設の中の一つのパーツかもしれませんが、建設業界の裾野はすごく広くて、山元にお金が返ってこそ初めて市有林、市産材の活用が生きてくると思うんですけど、どうも何か金額、立方16万からさかのぼっていくと、山に金が返るのかなというのがね、ちょっと心配になったんですけど、その辺の内訳の流れみたいなのってわかりますか。

○新庁舎建設課課長補佐（豊田浩市郎君） 一応ですね、これを予定価格を立てたときには、積算なんですけど、類似っちゃうか、県内で同じようなCLTを使った工事をされた現場があったんですね、そのCLT自体が立米幾らで仕入れたのかという情報をまず知りました。で、さらにこれを事前にいろんな森林組合さんとか相談して、積算をお願いして立てたものです。

決してだから、森林組合さんの出されたこの契約金額っちゃうのは、森林組合さん自体ももうけにならないということじゃないと思います。

そもそも市産材を使わなければ、結局メーカーだけの話でいいと思われま。ちゃうことで、そういうことになれば、結局メーカーが買いたくみたいなこともあるんじゃないかなと思ってまして、かつここで金額が折り合いましたという話で、今回発注したということです。

○委員（堀 徹男君） せっかくですね、こうやって市産材を活用して別枠でやられるということならばですね、ちゃんとした理由があって、それに対する予算が伴うというのは、私はやむを得ないことだと思うんですよ。そこがち

よっと心配になったものですからね、一応聞いてみました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 私も心配で、ちょっとばっかいお聞きしたかったんですけども、今の前提の中で考えていただければわかるんですけど、これは調達をする、19年の10月ですよ、もうすぐ10月、これから調達に入るわけですね。もう委託先の上はできてから、本数も杉の何本でどここの現場からどここの市有地かっていうことで、もうその予定というのは立てられて、あとは伐採をして、加工に入るといような状況だと思います。そこらあたりのしっかりとした確認をしてですね、着実にできるような体制。それと、最終的には加工され、工期があるじゃないですか、工期までに間に合わせるとい、これをですね、しっかり担当部としてはつかんでいただいて、工期までに間にわせていただけるようにですね、努力をさせていただきたいと思いますが、そこらあたり、簡単な私の質問ですけども、いかがですかね。

○新庁舎建設課長（松元真介君） 今、先生のほうからですね、いろいろ御指摘がありましたので、そこは十分見ておきますからよろしくお願いします。

（委員山本幸廣君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） 資料の4ページ、CLTの材調書の一番下にですよ、4番のその他、（2）にですね、本調書に上げる資材が調達できない場合は、発注者、——直でしようから市になるんだろうと思うんですけど、代替資材を決定して、代替資材って何を想定してるんですか。

○新庁舎建設課課長補佐（豊田浩市郎君） 基本的には、市産材っていうのは、八代市内で切り出された材料を使いますよと。もし、市産材

が、今から切っていくものですから、ひょっとしたらうまいぐあいに材料が集まらないかもしれないという可能性はあります。そのときには、例えば県産材というか、八代から南とか、それから県産材とか、そこまで広げることにはなるのかなと思ってます。

ただ、今の計画では、ほぼ100%はいけるだろうという打ち合わせをやっています。

（委員堀徹男君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） それでは質疑を終了し、意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 今の中で、私のいっぱいありますので、もし代替行く前に御相談のごつしてください。大概ありますよ。（笑声、発言する者あり）200年ぐらいのつの。

以上です。

○委員長（中村和美君） 個人的に相談してください。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、これより採決いたします。

議案第77号・八代市新庁舎建設に係るCLT製造等業務に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため小会します。

（午後1時52分 小会）

（午後1時53分 本会）

◎議案第64号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） それでは本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第64号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長（潮崎 勝君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建設部です。

それでは、条例案件になります。

議案第64号・八代市手数料条例の一部改正につきまして、担当宮端建設指導課長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○理事兼建築指導課長（宮端晋也君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建築指導課の宮端でございます。

議案第64号・八代市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○理事兼建築指導課長（宮端晋也君） 議案書は51ページからでございます。あわせて、別途配付の資料もお願いいたします。右肩に建設環境委員会資料議案第64号・八代市手数料条例の一部改正についてという表紙がございます。

この別途配付資料の1ページをごらんいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、改正理由でございますが、令和元年5月17日に、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律、以下、建築物省エネ法と言わせていただきます。

この建築物省エネ法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、手数料の算定方法を規定する必要がありますことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、建築物省エネ法に基づく手続で、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定という手続がございます。この認定を行う際に、これまでは、建築物1棟ごとに申請が必要でございましたが、法改正により、複数の建築物による省エネ性能を総合的に評価

し、高い省エネ性能を実現する取り組みを促進するため、複数の建築物による認定申請が可能となり、別途配付資料2ページにございます新旧対照表のとおり改正するものでございます。

新旧対照表の中段にございますが、第7項と第8項が新たに追加した内容でございます。そのほかの部分は条ずれによる改正でございます。

また、県下の特定行政庁であります熊本県、熊本市、天草市におきましても、同様に改正を行う予定となっております。

施行日は、規則で定める日からとしておりまして、改正法の施行日と同日を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） これで影響を受けられる方っちゃうのは。対象というか範囲というか。

○理事兼建築指導課長（宮端晋也君） 実際これまでのところ、この認定申請の実績は本市ではございません。影響というのは、済いません、どこまでというのは申し上げられないところです。

（委員堀徹男君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ意見はございませんですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければこれより採決いたします。

議案第64号・八代市手数料条例の一部改正

については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのために、小会いたします。

(午後1時57分 小会)

(午後2時02分 本会)

◎議案第53号・平成30年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長(中村和美君) それでは本会に移ります。

次に、決算議案の審査に入ります。

議案第53号・平成30年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長(潮崎 勝君) 続きまして、決算議案でございます。

議案第53号・平成30年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。

本決算の概要につきましては、本会議初日の提案理由説明におきまして申し上げましたとおりでございますが、平成30年度に発生した純利益に係る地方公営企業法に基づく処分の議決及び地方自治法に基づく決算の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、下水道総務課の奥村課長より説明いたさせますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○下水道総務課長(奥村勝己君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 下水道総務課の奥村でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○下水道総務課長(奥村勝己君) 議案第53号・平成30年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

別冊の平成30年度八代市下水道事業会計決算書をお願いいたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次でございます。

当該決算書は、大きく、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書の4つの項目で構成されていますが、初めに事業報告書の概況から御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

まず、総括的事項でございますが、本市の下水道事業は、昭和56年度の供用開始以来今日まで、公共用水域の水質保全、浸水被害の防止など、快適で安全な生活環境の向上に寄与しているところでございます。

平成30年度末の排水人口は、6万966人、排水面積は1736ヘクタール、年間の総処理水量は679万3200立方メートル、有収水量は570万7598立方メートルで、総処理水量に対する有収水量の割合であります有収率は84.0%でございます。

今後有収率向上のための不明水対策や水洗化率向上のための未接続世帯への戸別訪問を継続して行うとともに、平成29年3月に下水道サービスの提供を将来にわたり安定的に持続可能とするための指針として策定した、八代市下水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営健全化に向けた効率的な運営に努めてまいります。

次に、管渠施設整備事業としましては、八代処理区では新港地区、古閑地区及び松高地区など、千丁処理区では古閑出地区及び西牟田地区など、鏡処理区では宝出地区及び下有佐地区などにおきまして、それぞれ管渠施設工事を施工し、合わせて3.94キロメートルの整備を行

っております。

また、古閑排水区の八千把、松高地区におきましては、浸水被害軽減を図るため、北部中央公園地下の雨水調整池本体工事に着手しております。さらに、ポンプ場施設整備事業としましては、新開町にあります中央ポンプ場の改築に伴う第2期目の工事に着手しております。

なお、管渠施設整備事業のうち6億9076万586円が、ポンプ場施設整備事業のうち3億6137万5400円が、水処理センター施設整備事業のうち5904万2600円が、それぞれ年度内に完了できず、令和元年度に繰り越しを行っております。これは主に、関係機関との協議に不測の日数を要したことや国の緊急対策による補正などによるものでございます。

下水道事業につきましては、八代市污水適正処理構想に基づき、計画的に下水道の整備を進め、普及率の向上を図ってまいります。

次に、経営状況についてでございますが、これは後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

おめくりいただきまして、20ページは議会議決事項及び職員に関する事項、次の21ページから24ページまでは工事関係で、税込み200万円以上の建設改良工事の概況及び税込み100万円以上の維持工事の概況などについて、それぞれ記載いたしておりますが、個別の説明は割愛させていただきます。

25ページをお願いいたします。

業務量でございます。

表の中ほどの行政区内人口12万7306人に対して、処理区域内人口は5万9782人でございますので、普及率は47.0%、また、処理区域内人口に対して水洗化人口は4万9022人でございますので、水洗化率は82.0%でございます。

また、事業認可区域面積は、昨年と同様で2099.1ヘクタールに対して、整備面積は2

6.1ヘクタール増加し、1703.2ヘクタールでございますので、整備率は1.2ポイント増加し、81.1%でございます。

おめくりいただきまして、26ページの事業収入に関する事項につきましては、後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

26ページ下段の参考、現年分下水道使用料に係る調定及び収入でございますが、税込みで調定額は10億8761万8290円、収入済額は9億7503万6750円、未収額は1億1258万1540円、徴収率は0.09ポイント増加し、89.65%でございます。

これらは、いずれも決算時点である3月31日現在の数値でございますので、令和元年度になって納付される3月分の下水道使用料の口座振替分や自主納付分がほとんど反映されていないところでの数値でございます。

なお、参考までに申し上げますと、5月末までの納付額を反映させた場合の徴収率は97.71%でございます。

次のページの事業費に関する事項につきましても、後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

おめくりいただきまして、28ページから29ページは会計でございますが、税込み1000万以上の工事請負契約及び500万円以上の委託契約につきましては、記載のとおりでございます。説明は割愛させていただきます。

30ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金の概況でございます。

前年度末の企業債の残高は、232億5439万7683円ございました。

平成30年度は、地方公共団体金融機構から11億1310万円、長崎銀行から6億5500万円、合わせて17億6810万円を借り入れる一方、地方公共団体金融機構、財務省、かんぽ生命保険、肥後銀行、八代地域農業協同組合、熊本中央信用金庫及び長崎銀行へ、合わせ

て18億6629万9339円償還いたしておりますので、30年度末の企業債の残高は、前年度末より9819万9339円減少し、231億5619万8344円でございます。

おめくりいただきまして、31ページのその他には、一般会計繰入金などの使途、充当先を記載しており、消費税申告の際に必要なものでございますが、個別の説明は割愛させていただきます。

申しわけございませんが、お戻りいただきまして2ページをお願いいたします。

平成30年度八代市下水道事業決算報告書でございます。

企業会計では、当該年度の損益取引に係る収入・支出である収益的収支と、資産、負債及び資本の増減に関する取引に伴う収入・支出である資本的収支の二本立ての予算・決算になっております。

なお、決算の内容につきましては、お手元に配付させていただいておりますA3の一枚物の資料で説明させていただきます。

この資料につきましては、1000円単位で端数を整理して作成しておりますとともに、収益的収支につきましては、経営成績をあらわします損益計算書と合わせまして消費税抜きの数値で作成いたしておりますことを御理解願います。

まず、左側の表の収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益は12億8306万8000円でございます。

内訳は、目1・下水道使用料10億852万7000円、目2・雨水処理負担金2億7115万9000円、目3・その他の営業収益338万2000円は、督促手数料の179万1000円及び排水設備指定工事店証交付手数料142万5000円などでございます。

項2・営業外収益は、20億4219万5000円でございます。

内訳の目2・他会計負担金7億9950万9000円は、水洗便所の普及等に要する経費、児童手当に要する経費及び汚水処理に関する減価償却及び企業債、利息などに充当した基準内繰入金でございます。

目3・長期前受金戻入12億3839万3000円は、償却資産を整備・取得した際に受け入れた国庫補助金や受益者負担金などを耐用年数で割って収益化したものでございます。

目4・雑収益239万3000円は、不要物品売却収益155万7000円及び下水道使用料延滞金66万9000円などでございます。

目5・国県補助金190万円は、排水設備工事費助成金に対する国庫補助金でございます。

以上、収入合計は33億3568万5000円でございます。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用は、24億757万円でございます。

内訳の目1・管渠費4286万9000円は、管渠施設の維持管理に要する費用でございます。その主なものは、マンホールのかさ上げやマンホールポンプ修繕、下水道台帳作成業務委託、マンホールポンプの動力費などでございます。

目2・ポンプ場費6311万9000円は、各ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。その主なものは、ポンプ場の施設修繕、保守点検業務委託、電気料などでございます。

目3・水処理センター費3億1955万1000円は、水処理センターの維持管理に要する費用でございます。その主なものは、一般職5名分の人件費、水処理センター管理運営委託費及び汚泥処理業委託費などでございます。

目4・流域下水道管理費1億1372万5000円は、八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

目5・総係費1億3687万7000円は、業務全般に関する費用でございます。その主な

ものは、一般職１４名分の人件費、検針、徴収及び水洗化業務委託料、排水設備工事費助成金などでございます。

目６は減価償却費で、１７億３１４２万６０００円でございます。

項２・営業外費用は、３億８３７２万１０００円でございます。

内訳は、目１・支払利息３億８２６６万円及び目２・雑支出１０６万１０００円でございます。

項３・特別損失は６万円でございます。

内訳は、目２・過年度損益修正損６万円でございます。

以上、支出合計は２７億９１３５万１０００円でございますので、資料右下の欄外に記載しております収益的収支は５億４４３３万４０００円の純利益が生じております。

次に、右側の資本的収支の収入でございますが、項１・企業債は１７億６８１０万円でございます。

項２・補助金は、６億７４２４万１０００円でございます。

内訳は、目１・国庫補助金３億３１６３万２０００円、目２・他会計補助金３億４２６０万９０００円でございます。

項３・受益者負担金及び分担金は、５８７７万８０００円でございます。

項４・負担金は、１億４８３０万２０００円でございます。

内訳は、他会計負担金１億４８２０万１０００円と、ガス管同時施行に伴う工事負担金１０万１０００円でございます。

以上、収入合計は２６億４９４２万１０００円でございます。

次に、資本的支出でございますが、項１・建設改良費は２２億１４９３万５０００円でございます。

内訳は、目１・管渠施設整備費１５億８６４

６万７０００円、目２・ポンプ場施設整備費５億４９１４万５０００円、目３・水処理センター施設整備費３４９０万２０００円、目４・流域下水道建設費４２３６万円、目５・営業設備費２０６万１０００円でございます。

項２・企業債償還金は、１８億６６２９万９０００円でございます。

以上、支出合計は４０億８１２３万４０００円でございます。

下の欄外に記載しておりますが、資本的収支は１４億３１８１万３０００円が不足いたしますが、これは当年度分消費税資本的収支調整額７９８２万５０００円、当年度分損益勘定留保資金４億９９０３万８０００円、繰越工事資金４億７４６１万１０００円及び減債積立金３億７８３３万９０００円で補填いたしております。

次に、決算書に戻っていただきまして、７ページをお願いいたします。

財務諸表でございます。

おめくりいただきまして、９ページ、１０ページは損益計算書でございます。

１０ページの下から４行目の当年度純利益でございますが、前年度より１億３１３３万２１３８円増加し、５億４４３３万４１０３円でございます。

純利益が前年度より増加した主な理由は、一般会計繰入金である営業収益の雨水負担金や営業外収益の他会計負担金が約７３００万円減少したものの、営業収益の下水道使用料で約１２００万円、営業外収益の長期前受金戻入で約１億１１００万円、特別利益の過年度修正益で約１０００万円増加したことに加え、営業外費用の支払利息等で約３２００万円、特別損失の固定資産売却分で約３４００万円それぞれ減少したことによるものでございます。

次の１１ページは剰余金計算書でございます。

まず、資本金は、当年度における処分や変動額がございませんでしたので、当年度末残高は前年度末残高と同額となっております。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、資本金同様に当年度における処分や変動額がございませんでしたので、当年度末残高は前年度末残高と同額となっております。

次に、利益剰余金でございますが、議会の議決により処分を行った前年度末の未処分利益剰余金6億7603万712円のうち、2億8422万2464円につきまして、減債積立金に積み立てを行った後に取り崩しを行い、それに当年度純利益である5億4433万4103円を加えた当年度末の未処分利益剰余金残高は8億2855万6565円となっております。

次の12ページは、剰余金処分計算書でございます。

表の右上、未処分利益剰余金8億2855万6565円は、本議案の議決をいただきますと、4億5021万7338円を減債積立金に積み立て、残りの3億7833万9227円を資本金への組み入れを行う予定でございます。

13ページから15ページまでは貸借対照表でございます。

この表は、平成30年度末における企業の財政状態を明らかにするもので、事業年度内における損益や資産、負債及び資本の増減結果を反映し、資産合計と、負債と資本の合計が一致することから、バランスシートとも言われ、実際、14ページの右上の資産合計の二重下線486億3132万1341円と15ページの右下の負債・資本合計の二重下線の金額は一致いたしております。

次に、飛びまして33ページをお願いいたします。

附属明細書でございます。

おめくりいただきまして、35ページはキャッシュフロー計算書でございます。

この計算書は、一事業年度の資金収支の状況を3つの活動区分、業務活動、投資活動、財務活動ごとに表示した報告書でございます。

公営企業会計は、発生主義によるため収益、費用を認識する時期と、現金の収入・支出が発生する時期とに差異が生じることになりますが、キャッシュフロー計算書により、現金の収入・支出に関する情報を得ることが可能となるものでございます。

おめくりいただきまして、36ページから42ページまでは、収益・費用明細書でございますが、先ほど資料で説明いたしました内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

おめくりいただきまして、43ページから44ページまでは、固定資産明細書でございます。

有形固定資産及び無形固定資産につきまして、資産の種類ごとに年度当初現在高、当期の増加額、減少額、当期末現在高、減価償却累計額及び当期末償却未済額について記載いたしております。

おめくりいただきまして、45ページから52ページまでは、企業債明細書でございます。

借入先ごとに発行総額、償還額、利率、償還終期などについて記載いたしております。

最後になりますが、53ページから55ページをお願いいたします。

注記としまして、重要な会計方針に係る事項であります固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法及び消費税等の会計処理、並びに貸借対照表に関する注記、その他注記について、それぞれ記載いたしております。

下水道事業につきましては、今後とも経費の縮減及び収入の確保などを図るとともに、汚水適正処理構想及び下水道事業経営戦略に基づきまして、計画的、効率的な施設整備を進め、生活環境の改善と経営の健全化に努めてまいります。

す。

以上で、議案第53号・平成30年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 利益をですね、出して移すということで得られてるわけですが、その利益を出す中にですよ、有収水量と総有収水、その差があるじゃないですか、いわゆる不明水とか書いてありますけど。その対策をとられてるということなんですけど、具体的にはですよ、どんな対策をとられて、その差を埋めていかれてるのかなと。具体策をちょっと。どんな手法をとられて、どんな対策をとられているのか。

○下水道建設課長（涌田直美君） 不明水対策につきましては、以前管を置いていたところから地下水が入ってくる分がありますので、管の更生をやって地下水の浸入を防いだり、排水設備の中でといから来てる雨水を検査のときに入らないかというのを確認をしております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 監査報告書によりますとね、去年よりも汚水処理原価と、それから使用料単価の差がね、出てるじゃないですか。去年よりも増加してるって、そのコストが。そこ縮めていかないと、利益ってどんどん出ていかないですよ。お客さんふやして回収率を上げてっていうのと同じやり方でしょうけど、そこ、不明水対策をするにしても、やっぱりコストはかかっちゃうんだらうなと思うんですけどね。その辺の努力っていうのはどういうふうにされてますか。

○下水道総務課経営係長（園田哲次君） 下水道総務課の園田です。よろしくお願いたしま

す。

今、委員のお尋ねのあった件なんですけども、確かに汚水処理の原価が、ことしは昨年度より上がっているというところなんです。汚水処理の原価の内訳としましては、まず、従来下水道維持管理する上で必要な維持管理費とですね、あと、管渠あたりの整備をやってますけども、整備した場合の資本費というのがございまして、今の現状ですと、今回上がった要因というのがですね、資本費がふえたというところになってます。

なので、当然今後、整備もやっていくという状況ではありますが、その辺とのバランスをとりながらですね、コスト、全体的に平時運行しながら進めていく必要はあるのかなというふうに感じております。

以上です。

（委員堀徹男君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（山本幸廣君） 説明はありがとうございます。

決算書見てずっと目を通したんですが、要は剰余金を5億4000万ぐらい上げたということ、本当にこれは職員の皆様方の努力だと思います。

そういう中で、資産から等々見た中ですね、一般会計の繰り入れというのをですね、どう認識をされておるのか、ここらあたりを少しですね、聞かせてください。

肝に銘じて、繰り入れの件についてはですね、もう少し正確に、なぜ一般会計から繰り入れているのかということをですね、後からでも結構です。個人的に山本議員に耳打ちをしていただけかと思います。

同時に、基準外の繰り入れを6000万、7000万ぐらいしてるかな、そこら辺について何か答弁できれば答弁してください。

○下水道総務課経営係長（園田哲次君） 済み

ません、繰り入れの話になりますが、基準外につきましては、ことしが約3億ちょっとの基準外繰り入れとなっております。当然、下水道事業につきましては、企業会計ということで独立採算でやっていくべきというところでございます。

しかし、まだ未普及地域ですとか、そういったところもございまして、どうしても資本費のほうにですね、お金がかかってしまうということもございまして、基準外のほうにつきましては、減らしていくべきという認識は当然持っております。ですので、先ほど課長のほうから話がありましたように、平成29年3月にですね、八代市下水道事業経営戦略というのを立てておりますので、それに沿いまして、基準外のほうを減らすという方向で努力を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（山本幸廣君）　そこで、どうしても建設関係については、平行して建設費が増大をしておるわけです。そこらについては、老朽化するところについては、これはもうやむを得ません。その調査をしておられると思う。経営戦略の中でもですね、基準外の繰り入れを堂々とね、基準内におさめるのが独立採算の企業経営ですから、そこらあたりは頭に入れてですね、しっかりした経営戦略を練っていただきたい。今回の資料を見た範囲内です。ですので、よろしかれば、建設関係についても、一時立ちどまってみようかなと、基準外をどうやって繰り入れないような経営的な感覚を持って、1年間立ちどまろう、じゃあ2年目にしたならばどうするかというようなですね、建設費の抑制というのを考えた中で一般会計から基準外の繰り入れというのをですね、目をしっかり通して、そして経営戦略を立ててください。

そうしなければですね、建設費はどんどんしていくわ、繰り入れもどんどんどんどん繰り入れていくわ、基準外でも繰り入れていく。基準

内でおさまらないけないのを基準外でも繰り入れていく、そして償還がある、ですね。こういう状況で下水道事業というのは、独立採算でなくなってしまうんです。なくなってしまう。

こうなったときにはどこにしわ寄せが来るかということになるわけですね。というのが、やっぱり本体、八代市の一般会計に影響を与えるということになるわけですので、しっかりと皆さんがですね、知恵を絞って、ことしはもう、決算を見ても5億何千万剰余金を出しておるわけですから、これについては物すごく感謝しております。

以上です。答弁要りません。

○委員長（中村和美君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君）　なければ意見ありませんらどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君）　ありませんね。

なければ、これより採決いたします。

議案第53号・平成30年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（中村和美君）　挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

執行部、退室願います。

（執行部　退席）

◎請願第1号・市道腰越平線の早期災害復旧について

○委員長（中村和美君）　次に、請願・陳情の審査に入ります。

本委員会に付託となっておりますのは、新規の請願1件及び陳情1件です。

それではまず、請願第1号・市道腰越平線の早期災害復旧についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりであります、念のため書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(中村和美君) ということでございます。

ここで、紹介議員の谷川議員が委員でおられますので、本件について何か御説明あればいただきたいと思います。

○委員(谷川 登君) この市道についてはですね、先ほどお話ししましたように、緊急にですね、迂回路をつくっていただき、本当に住民の方の生活道路であり、日常生活に支障を起こさないためにも、1日も早くしなければならぬというようなことですね、迂回路をつくっていただきました。

そういう中で、実はですね、この道路につきましては、旧道路を利用した竹林の中をですね、鎌で切って中に入って、そして私もその現場まで行ってですね、この道を利用すれば、1日でも早く通行できるというような形をとっていただいております、今、生コンのほうも打っていただきましたが、やはり勾配がですね、23から24というようなことで、非常に急な坂になっております。それで、生活には今困っておりますが、冬のほうがですね、どうしても凍結するというようなことで、この坂をですね、ブレーキを踏んだ場合が、どうしても本当に車がとまらない状況の中、毎日病院に行って、買い物とかですね、いろいろありますので、早期に復旧をお願いしたいということで、委員さんの皆さんにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長(中村和美君) ほかにありませんか、質疑。質疑はありませんね。意見等ありませんか。

○委員(山本幸廣君) 請願ですので、よろしければ早急にですね、採択をして、お願ひしたいと思ひます。私も賛成です。

○委員(堀 徹男君) さっき執行部から説明があった分でしょ、地すべりが。(「そうそう」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) はい、いいですね。

それでは、なければこれより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対と見なします。

請願第1号・市道腰越平線の早期災害復旧については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本件は採択することに決しました。

ただいま採択と決しました本請願については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で請願の審査を終わります。

◎請願第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去について

○委員長(中村和美君) 次に、陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりであります、念のため書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(中村和美君) ということでございますが、御意見等はございませんか。(「委員

長、小会せんと」と呼ぶ者あり)

じゃあ、小会します。

(午後2時43分 小会)

(午後2時57分 本会)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

○副委員長(百田 隆君) この件につきましてではですね、審議未了という話もありましたけれども、私としてはまだまだ議論、審議が尽くされていないと思っておりますので、これは次の継続審査に委ねることにとらいいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長(中村和美君) ということでございますが、いいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、付託された案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(中村和美君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸

問題の調査、以上の2件です。

このうち、生活環境に関する諸問題の調査について、関連して1件、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査について1件、執行部から発言の申し出がっておりますが、しばらく小会いたします。

(午後2時58分 小会)

(午後3時05分 本会)

・生活環境に関する諸問題の調査

(千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟について)

○委員長(中村和美君) それでは、本会に戻します。

それではまず、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟についてをお願いします。

○循環社会推進課長(坂口初美君) 循環社会推進課です。よろしくお願いします。

千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟について御報告します。着座にて申し上げます。失礼します。

今回の報告は、現在までに提起されていた3件の裁判と、今回新たに提起された裁判の合わせて4件についてでございます。

お手元にお配りしております資料、一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟に関する裁判の経緯をごらんください。

黄色く色をつけてあるところを中心に説明いたします。

まず、資料の①地位確認等請求控訴事件(平成27年委託)につきましては、前回の本委員会で、令和元年5月9日に福岡高裁から上告受理申し立て通知書が送達され、控訴人から最高裁判所への上告の手続がされた旨の御報告をさせていただきますが、その後、8月2日に最高裁判所から本市に記録到着通知書が送達さ

れ、福岡高裁から最高裁判所へ事件記録が送付されたことを確認したところでございます。

今後の見込みについてですが、最高裁判所では多くの場合、口頭弁論が開かれず、予告を受けることもなく審理の結果が通知されることがほとんどですので、今後、最高裁判所による相手方の上告を受理するか否かなどの審理に関しましては、その審理の開始時期を初めとして、最高裁判所の判断に委ねられることとなります。

次に、資料②許可更新処分取り消し請求控訴事件（平成28年許可）については、前回の本委員会で本市勝訴の判決が確定したことを報告いたしましたが、本年8月15日に代理人弁護士への報酬支払いを終え、この控訴事件に関する事務を全て完了いたしております。

続いて、資料の③許可更新処分取り消し請求事件（平成30年許可）をごらんください。

この事件も、前回の委員会で、本年6月18日に結審することを御報告しておりましたが、今月9月9日に熊本地裁での判決言い渡しの後、判決文の送付も受け、本市の主張が全面的に認められた内容であったことを確認しております。

なお、今後、相手方の控訴の可能性がございます。控訴期限は本日もしくはあすごろではないかと想定されておりますが、現時点では控訴の有無に関する情報はまだ入っておりません。

最後に、資料の④損害賠償請求事件をごらんください。

この事件は、9月12日に訴状が届いたものですが、資料中の表記に一部誤りがございます。黄色く色づけをした部分の（熊本地裁）呼び出し状及び催告状、控訴状（収受）と表記しておりますが、控訴状ではなく、訴状の誤りでした。訂正しておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

この損害賠償請求事件は、熊本地裁に新たに

提起された4つ目の裁判となるものです。原告は、株式会社Jクリーンと城誠二氏、城千恵子氏となっております。

訴えの内容としては、本市が平成29年、平成30年の千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託の委託先を原告以外の業者としたことの違法性と過失を理由として、損害賠償されたもので、4100万円の支払いを求められております。

第1回口頭弁論期日が本年の10月30日となっておりますことから、本市としましては、今後新たな予算措置や代理人弁護士の選任を行い、真摯に対応をしていきたいと考えております。

なお、今後の最高裁判所における審理の結果や福岡高等裁判所への控訴の有無を含めまして、本件委託契約訴訟に関する動きがございましたときには、また本委員会で御報告をさせていただきます。

以上で、訴訟に関する進捗状況の報告を終わります。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟についてを終了します。

・生活環境に関する諸問題の調査 （八代市景観計画について）

○委員長（中村和美君） 次に、八代市景観計画についてをお願いします。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 皆さん、こんにちは。建設政策課の西でございます。

隣が開発景観係長の福田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから、八代市景観計画について説明

させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 本年3月の定例会の当委員会におけます所管事務調査、それと、6月定例会の八代市景観条例制定における説明の中で、八代市景観計画につきましては、計画の大まかな概要のみの説明となっておりますので、今回は本計画の具体的な内容を御説明したいと思います。

なお、以前の説明と若干重複する部分が含まれますことをお許し願いたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

お配りしております、表紙に建設環境委員会資料所管事務調査、八代市景観計画についてと書いております資料をお願いします。

表紙を1枚めくっていただきまして、まず、八代市景観計画案の策定に至るまでの経緯と今後の予定について説明させていただきます。

今まで、熊本県により実施されてきました景観法に基づく業務を引き継ぎまして、八代市が景観行政団体に移行することが、平成28年度に決定いたしました。その後、28年度から29年度にかけて、表の上段にありますとおり、市民アンケートや前提条件の整理、現況調査や色彩調査など、景観に関する基礎調査を実施しまして、景観特性や課題の整理を行っております。

その結果を踏まえまして、中段に記載しておりますとおり、平成29年度からは、景観計画案や景観条例案の策定のため、景観形成の基本的考え方や計画区域の設定、良好な景観形成に関する方針や行為の制限に関する事項などの検討を行っており、また、それらの検討を市民の皆様と一緒に進めるため、最下段のほうに書いておりますが、八代市景観まちづくり会議市民ワークショップを開催しております。そして、平成29年度末からは、有識者による八代市景

観計画策定委員会を設置しまして審議を重ねていただき、平成31年2月に八代市景観計画案、八代市景観条例案を策定しております。そして、本年3月に八代市景観条例案及び八代市景観条例施行規則のパブリックコメントを実施しまして、その際、補足資料として、八代市景観計画案を示しております。

なお、あわせて、3月定例会の建設環境委員会におきましても、所管事務調査の中で資料の1つとして、八代市景観計画案を配付させていただいております。

今年度は、6月定例会において議会の承認をいただき、八代市景観条例を制定し、熊本県との協議や景観行政団体になる旨の告示を行い、9月1日より条例を施行し、景観行政団体としての事務を開始しております。

今後、景観法により、景観行政団体は景観計画を定めることができることとなっておりますことから、景観計画案のパブリックコメントを実施し、11月に八代市都市計画審議会の意見聴取を行いまして、12月に告示、そして、来年1月からの八代市景観計画の運用を予定しております。

続きまして、八代市景観計画案について説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、次のページからが八代市景観計画案の全文となります。

表紙を1枚めくっていただきまして、目次をござんいただきたいと思います。

この景観計画案を1ページ1ページ説明していますと相当の時間を要しますので、まずこの目次で計画案の概略を説明した後、ポイントポイントを、それぞれのページを使って説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

目次で説明いたします。

本計画案の構成は、序章と第1章から第7章までの本編、それと、資料編の大きく3部の構

成となっております。

まず序章では、景観づくりの考え方を整理しておりまして、景観計画策定の背景や目的、景観まちづくりの必要性、景観計画の位置づけを記載しております。

また、八代市らしいきめ細やかな景観計画とするため、八代市の景観特性を把握し、景観の主な問題点と課題を整理しており、さらには、本市の景観まちづくりを進める上で、一つの重要な考え方になります眺めの小路を用いた景観のまちづくりについて説明を行っております。

第1章から本編となりますが、まず第1章では、景観計画の区域について、第2章では景観形成に関する目標や方針について定めております。第3章では良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について、地区ごとの対象区域の範囲、届出対象行為、景観形成基準について定めております。

めくっていただきまして第4章では、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針や管理の方法の基準について、そして、第5章では景観重要公共施設の指定方針や整備に関する指針について定めております。6章では屋外広告物の表示等の制限に関し現状と問題点を示し、景観誘導指針について定めております。第7章では、協働の景観まちづくりを推進するため、市民や事業者、そして行政の役割を示しまして、具体的にそれぞれがどのようなことを行っていくかについて、アクションプランとしてまとめております。

最後に資料編として、八代市景観計画の策定体制や策定経過、景観計画策定委員会の設置要綱及び委員名簿、平成29年3月に実施しました市民アンケート調査の結果、そして、八代市内の眺めの小路の一例を記載しております。

それでは、まず、計画案の1ページをお開きいただきたいと思います。

標題を序章、景観づくりの考え方としており

ますが、この部分が本市の景観計画の特徴的な部分でございまして、重要な部分でござい

ます。まず、1ページに、景観計画策定の背景と目的を記載しておりますが、要約しますと、日本のまちづくりは高度経済成長期の中では景観に対する配慮が欠けていたといわれております。しかしながら、人の価値観の変化などにより、良好な景観への関心が高まってきており、平成17年に景観法が施行され、全国の地方公共団体において、景観に関するさまざまな取り組みが行われるようになりました。本市では、平成17年の合併により市域が拡大し、数多くの特徴的な景観を有することとなり、近年では庁舎の建てかえや大型クルーズ船の寄港による外国人観光客の増加、八代妙見祭のユネスコ無形文化財への登録などを受け、八代らしさを生かした景観づくりというのが求められるようになってきていると考えております。

一方、少子高齢化や生活様式の多様化、経済活動の変更に伴いまして、本市の景観を取り巻く環境は大きく変化しまして、山林や農地の荒廃、空き家、空き地の増加など、自然環境や八代らしい雰囲気町の町並み景観が損なわれつつあるのも事実でございます。

そこで、これらの要請、課題に対処し、法的担保や地域の特性に応じたきめ細やかな規制誘導策を定め、八代らしい魅力ある景観形成を推進して行くために、景観法に基づきます八代市景観計画を定めるものでございます。

済みません、4ページをお願いします。

八代市の景観特性について整理しております。

八代市は、上の断面イメージのとおり、九州中央山地から八代海に至るダイナミックな地形となっております。下の図に示しておりますが、景観の構造につきましては山地と丘陵地からなるやまなみ景観、八代海と干潟が広がる海

辺景観、干拓地と田園からなる田園景観、市街地を中心とするまちなか景観の4つの景観域で構成されております。

また、球磨川や氷川など河川景観軸、国道3号や県道八代港線、九州縦貫自動車道などの道路景観軸、JR鹿児島本線や九州新幹線などの鉄道景観軸が、景観構造の骨格を形成しております。

それでは6ページをお願いします。

ここから、先ほどお話ししました4つの景観域や景観軸、それに歴史・文化的な景観を加えた八代市の景観特性を整理しておりまして、特徴的な風景や物などの一例を紹介する写真を掲載しております。

済みません、飛びますけど、そして、13ページからですが、それぞれの景観特性に応じた景観の主な問題点と課題を整理しておりまして、15ページの最後になりますが、まとめとして書いております。要約を読み上げたいと思います。

本市は、自然、歴史、文化、まちなみの景観特性ごとに特徴ある価値を有しております。それらが重なり合って、八代固有の美しい景観を構成しております。しかしながら、市を取り巻くさまざまな社会変化の中には、景観の持つ価値が損なわれると懸念されることもあることから、景観の価値を守っていくための仕組みづくりが必要となりますとしておりまして、景観計画の必要性を、改めて示させていただいております。

次に、16ページをお願いいたします。

序章の最後になりますが、眺めの小路を用いた景観まちづくりと題しておりますが、ここが八代市景観計画の特徴的な部分でございます。

眺めの小路とは、八代市を特徴づける景観や、守り育てていきたい景観を眺め、楽しみながら歩くことができる小路でございます。

八代市景観計画では、市の顔となる場所の景

観づくりに加えまして、市民が考える身近な生活景観を大切にしたいと景観づくりを進めていきたいと考えております。この身近な生活景観を保全、育成していくために、眺めの小路を景観まちづくりの活動の場として位置づけております。

続きまして、18ページからが本編となります。

まず、20ページをお願いいたします。

序章で説明いたしましたが、八代市の景観構造を構成する多彩な景観要素があるため、これらの連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、本市の全域を景観計画の区域といたします。

それでは24ページをお願いします。

景観特性から区分しまして、やまなみ景観ゾーン、海辺景観ゾーン、まちなか景観ゾーン、田園景観ゾーンの4つの景観ゾーンと、河川景観軸、道路景観軸、鉄道景観軸の3つの景観軸に分けまして、景観構造別の景観形成方針を定めておりまして、次の25ページから、それぞれの区分の景観形成方針について、代表的な景観の写真やイメージイラストを用いて、説明をそれぞれ行っております。

次に、33ページをお願いしたいと思います。

本市では、市全域を対象に景観形成を進めてまいりますが、一斉に一律に進めていくことが必ずしも効果的とは限りません。そこで、市民の関心が高く、積極的な景観誘導が必要と考えられる地区を景観重点地区候補に位置づけ、地区住民との協議により、景観形成方針や景観ルールに関する合意形成が図られた場合は、よりきめ細やかな規制誘導を行う景観重点地区へ指定していきたいと考えております。

本計画では、八代城跡市役所周辺と本町アーケード街、それと、妙見宮周辺、それと日奈久温泉街の4地区を候補として位置づけまして、

景観形成方針案をそれぞれ示しております。

34ページから、地区ごとの景観形成方針案をそれぞれ定めたものを掲載しております。

次に、38ページをお願いいたします。

ここからは、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項として、具体的な、市に届け出を行わなければならない行為や景観形成の基準を定めております。

下の表をごらんいただきたいと思います。

先ほど、市全域が景観計画の区域ということの説明しましたが、これを分けて一部考えましょうということですね、この表に記載しておりますとおり、市全域をですね、基本的には一般地区ということで、これはまだ景観重点地区の候補となっておりますのでですね、これも含めてですが、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建築などが届け出の対象行為ということで、後ほどこれについてはですね、そういうものが記載されているところを御紹介したいと思っております。

それと、特定の区域ということで、特定施設届出地区というのを定めております。指定しますのは、幹線道路沿線ということになります。一定規模以上の特定施設に係る、まあ物販店とかですね、飲食店などがその対象となるわけなんです。これの建築物の建築や工作物の建設などを対象行為ということで定めるということで、また後ほどその場所、具体的なところについてはですね、説明したいと思います。

それと、先ほど説明しましたが、候補ということで説明しておりますが、合意形成が図られました。景観重点地区という指定がされましたら、その景観重点地区の中のほぼ全ての行為がですね、届け出の対象行為ということになるということで区分を分けてるところでございます。

それでは、その具体的なことについて説明したいと思います。

40ページをお願いしたいと思います。

ここから一般地区の届出対象行為の種類や規模を書いておりまして、まず40ページのところに書いてありますとおり、ちょっとだけ御紹介しますと、大規模構造物ということですね、高さが13メートルを超えるものとかですね、建築面積が1000平米を超えるもの、あとその他いろいろ工作物を書いております。こういう記載されているものが、市のほうに届け出をしなくてはならない行為ということで、これは条例・規則等でも定めている内容ということになります。

そして、42ページから44ページにですね、一般地区の景観形成基準を説明しております。

建築物や工作物の位置とか高さ、形態、意匠、——デザインですね、それと色彩とか外構、緑化などについての基準をですね、具体的にこのように記載しておりまして、これらをもとにですね、届け出いただいたことをですね、市のほうで検討しまして、この景観計画に見合ったものなのかというのを判断したいというふうに考えております。

続きまして、45ページをお願いしたいと思います。

特定施設届出地区についての説明になります。

表を見ていただくということになるんですが、今までの熊本県の景観計画ではですね、番号1の国道3号、2の国道219号及び3の県道八代港線、通称八代臨港線と呼んでおりますが、この3路線を特定施設届出地区の路線として指定しておりましたが、八代市の景観計画ではですね、これに4から11までの8路線を追加して、特定施設ですね、届出をしていただくというふうに定めております。

46ページに位置図を掲載しておりますが、八代市の玄関口となります八代駅周辺の市道及

び県道を、新たにこの特定施設届出地区として、八代市の景観計画の中では位置づけております。この特定施設届出地区というところに関しましては、届け出の対象行為もですね、ちょっと厳しくなるというような形になりますが、次の47ページに書いておりますが、一番上の表にですね、どのような施設が対象になりますよということで、先ほど言いましたように店舗等をですね、対象物ということでここで規定をさせていただいております。

そして、届け出の対象の行為ということで、その規模等をですね、こちらの表のとおりに定めさせております。これは基本的にはですね、後でも説明しますが、ここまでの内容はですね、この規模等に関しましては、大体熊本県の計画等を引き継いだということになっております。

そして、49ページにですね、この特定施設届出地区の基準ということで、先ほど一般地区でも説明しましたような色合いであったりですね、位置であったりと、そういうものを具体的にここで示させていただいております。

済みません、次のページのですね、50ページの景観重点地区につきましては、重点地区が合意形成を受けたとした暁にはですね、ここにその地区のですね、行為であるとか基準等を掲載するということになります。

そして、ちょっと飛んでいただきまして、54ページをお願いしたいと思います。

地域に点在します景観資源というのは、良好な景観を形成する上で重要な要素でございます。そこで、それらの建造物や樹木について、特に重要なものを景観重要建造物または景観重要樹木に指定して、積極的に保全、活用を図っていくよということを示しております。

54ページから55ページに、どのような基準をもってそれを指定するのか。で、指定しましたら、56ページのほうにですね、どのよう

な管理を行っていくかというような基準を定めているということになります。

済みません、57ページをお願いします。

同様にですね、一般的に民間の施設とか物だけではなくてですね、この公共施設、——道路や河川、構造物とかですね、そういうもの全てを含むということになるんですが、これは景観重要公共施設と位置づけてですね、今後、整備のときであるとかですね、そういうときは方針に従ったものをですね、整備していただいたりですね、維持管理をしていただきたいということで、景観重要公共施設についての指定方針や整備に関する指針等を定めさせていただいております。

続いて、62ページをお願いしたいと思います。

1章飛ばさせていただきまして、本編の最後の章となりますが、景観まちづくりを推進するためにということで、協働の景観まちづくりについてまとめております。

ちょっと説明しますと、62ページの図に示していますとおり、縦軸がよい景観、悪い景観、横軸が現在と未来として分類してみますと、現在のよい景観は守る、現在の悪い景観は取り除いて、また未来のよい景観につきましては、つくり育むと。そして、未来の悪い景観は、その建築とかですね、でき上がるということを防ぎましょうというふうに、景観まちづくりの捉え方をこれでイメージすることができるのではないかということで書いております。

そして、これらの景観まちづくりを市民や事業者、そして行政が協働するためのそれぞれの役割をここから示させていただいております。

それと、65ページからですが、それぞれ市民とか事業者とか行政が、それぞれがどのようなことをどのようにして行っていくかというのを、アクションプランとして定めております。

以上までが、一応本編までの説明ということになります。

あと、もう1つ目次のほうで説明しましたが、資料編ということですね、策定の経過とかですね、策定委員会の要綱、それと80ページに策定委員会の委員名簿と、あとアンケートですね、市民アンケートを実施しましたアンケート調査の結果をずっと載せておりまして、そして、93ページなんですけど、今回の計画案の特徴的な部分ということで、身近な生活景観ということで、眺めの小路ということですね、これは皆さんがこういう道を通ったらいい眺めがあるよとか、この景観を守っていこうというものはたくさんあるかと思いますが、一応まちづくりのですね、会議であつたりとかですね、その中から出てきました眺めの小路の一例ということですね、これから先、路線の紹介とですね、そこから見える景色の現在の写真等をですね、掲載させていただいております。

済みません、全てをですね、全部説明することはできませんでしたが、以上で八代市景観計画についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（太田広則君） ちょっと2点だけ。

八代の本町アーケードが、これから和に徹していくというふうに捉えていいわけですかね。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） この景観計画に書いてありますのは、あくまでも基本的にこちらが考える案というような段階でございます、景観重点地区のですね。で、そういうことでいきますと、今、クルーズ船とか何かでおもてなしの計画ということで、市のほうでしておりますが、中心市街地についてはですね、和モダンというようなことですね、進めましょうということもありましてですね、こちらの提案としてはですね、和だけではなくてですね、ある程度現代的な部分を取り入れた景観と

というようなことですね、提案をさせていただいておりますので、これがそのままですね、今から進んでいくということではありませんが、一応こちらの示す案としてですね、方向性はこういうのでいかがでしょうかということを今記載しているということでございます。

○委員（太田広則君） まだ決定じゃないわけですね。

それから、済みません、先ほどのちょうど62ページで、この景観条例ができると、現在の悪い景観は除くということで、強制執行権というか、そういうことができるというふうに捉えていいわけですか。（建設政策課長西竜一君「いえ」と呼ぶ）そうじゃなか。除くと書いてあるものだから。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） あくまでもこういう考え方で市民の皆さん、事業者の皆さんやっていきましょうよということを示しておるだけですね、基本的にそれを皆さんがそれぞれ身近な景観を守りましょうという気持ちになっていただいて、こういう考えのもとに進んでいただけないでしょうかということを書いております。

ただ、大きな構造物とかですね、重点地区になりましたら、届け出というのをですね、市のほうにさせていただかなければなりませんので、その届け出の中でですね、重点地区のですね、指針、基準等に合わないようなものについては、このようにしていただけないかとかなですかね、そういう御相談ができるという意味ではですね、多少のですね強制力というのは発揮できるかなというふうに考えております。

○委員（太田広則君） それぞれこの景観がいいと思う人もおれば、景観よくないと思う人もおると思うとですよ。それは千差万別、人それぞれね、いいものはいいけど、いや、私いいと思わんという人も、当然出てくる中で、市民からね、現在の悪い景観、あの色はちょっとと

か、あのおうちの色はとか、そういうのがどんどん出てきやせんかなという、この条例をつけた暁にはね。というのをちょっと懸念してるんですけど、どうなんでしょうか。それをずっと意見を聞いていって、いや大丈夫ですよ、大丈夫じゃないですよということを市民に対してはやっていくのか。もしそういう指摘があったときは。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） まず、計画というのを定めている中にですね、いろいろ先ほど言いましたように景観形成基準というものを定めさせていただいております。これを告示しますと、それが定められるということになりますので、これに書いてある範囲内ですね、建築等考えていただくということをお願いすることにはなってくるのかなと思っております。

それと、重点地区というふうになりますと、それはこちらが勝手に指定するわけじゃなくて、地域住民の方がこういうような景観づくりをやっていきましようというのをですね、自分たちで決めていただくということになりますので、それを市が指定するというような形になりますので、地元の方が考えた基準というものを守りましようというのは、それだけでもですね、ある程度の方向性というのは、それに従っていただかなくちゃならないというのが出てくるのかなというふうに考えておりまして、それをですね、人それぞれの考え方を整理してまとめていって、重点地区というようにすることになるのかなと思っておりますので、重点地区に定まったらですね、その方向性に従っていただくということになるのかというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） 漠然として、景観とは、景観条例とは、まちづくりとはという中でですね、重点地区の、一般質問にもあったんですけども、八代市全体が重点地区といったような形の中でですね、やっぱり歴史と文化を重ん

じるのか、それともやっぱ20年先、30年先の景観を、八代市はこういう景観を保っていきたいとか、いろんなビジョンってあると思うわけですね。

私はあえて言えば、その地域のコミュニティセンター、こうこうとの地域の中でですね、景観とは何かということはある程度植えつけていかなきゃ、市民もですね。と私は思います。それがいろんな発想の中で景観条例をつくってよかったというのがですね、やっぱ重点地区であろうが、重点地区じゃないところであろうが、昔から文化・歴史があるところ、金剛では鼠蔵山とかですね、周辺とか、そういうのがいろんなところがあるわけです。そういう中でのやっぱし景観条例、特に今回の策定に向けてはですね、地域地域の今のコミュニティー、市政協力員の方々の力を得ながらですね、その町々の景観とは何か、まちづくりとは何かということ策定したら、これで植えつけていけば。そら、重点地域、重点地区だけ見ら楽しみにしようもんばってんが、重点地区に指定されんとはどがんなっとかいとなるわけで、やっぱそういうのは市民の市政協力員あたりで物すごく練っていただきたいなと思います。

地域の人が一番大事ですよ、景観とは。うち人隣におっつかい、赤っか建物ば、建ててつまなっせよ。役所、こやつはってから言われる、とにかく。やっぱりそこでしか解決できんだけんが、と私は思うんですね。立派な計画ですよ。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） ありがとうございます。やはりおっしゃるとおりですね、地域地域の皆さんが、景観というものを意識しながらですね、やっていかななくちゃいけないというのは確実にあります。ですので、景観計画というものがですね、その指針というかですね、目安となっていけばいいなということで作成しております。

強制力がある部分もあったりはするんですけど、これを皆さんにですね、見ていただいて、要はこういうような考え方を一つの目安としてですね、私たちもいろいろ考えていかんばいかぬとだなというのをですね、思っていたければなということで考えております。

今度、パブリックコメントを実施するという事で、この景観計画をですね、公告を出しまして、各支所ですね、地域振興課のほうにも置きまして、それと各コミュニティセンターのほうにですね、チラシなんですけど、こういうものを策定しておりますと。これについていろいろな意見ないでしょうかということですね、今から行うということにしておりますので、そういうのも一つの御周知の内容なのかなと。

それと、わからないところ、何というようなところがあつたら、積極的にですね、足を運んでですね、景観計画とはということで市としての景観に関する計画についてを御説明していかなくちゃいけないなというふうに改めて思った次第でございます。

○委員（山本幸廣君）　まずはやっぱその条例をつくる、規則をつくる、計画を立てた、その先は何をするのかというときに、やっぱ市民相手ですからね、今のような考えを持ってください。

○委員（百田 隆君）　景観ば地域でですね、この景観はいいなというようなことで、地域全体で話が盛り上がった場合ですね、それを今度審査する機会も設けられるとでしょ。それが地域の人たちがここがいいとか、あれがいいということで審査するところに、役所に持っていったらどうかというようなこともされるわけだろうと思いますが、そこに一応決定するわけですか。景観に該当する場合には。しないですか、こういうことは。どうなんですか。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君）　先ほど

景観重点地区の候補の4つだけについてお話ししましたが、例えば1つの地区でですね、こういう景観を守っていくために、こういうことをやっていきたいと思いますということで、地区内での協定というのもですね、この景観条例であつたり、規則の中にもですね、規定をしておりますので、そういうのも大事にですね、しながらいきたいなと。御相談があればですね、その相談に応じてですね、いろいろ対応したいなというふうに思います。

○委員（堀 徹男君）　前回は聞いたんですけど、38ページ等々からですよ、やっぱり私権の制限に近いものをするじゃないですか。個人が家建てたい、家の形もそれはだめですよって。色はこれがいいですよ、いや、それは派手だからだめですよって、そういう私権の制限をするんでしょ、結局。

○建設政策課主幹兼開発景観係長（福田 光君）　制限ということでございますけども、一応こういうのを制限というふうに書いてございますけども、あくまでもこちら届け出でございます。届け出というものは、あくまでも一応受理すると。受理して、強制力という意味ではですね、勧告、——お願いですね、基準に適合しない場合に勧告というのは通知できますけれども、あくまでも届け出でございますので、強制力というものはですね、命令までというのは、基本的にこの一般地区とか特定施設届出地区では考えておりません。

条例にですね、特定届出対象行為というのをですね、条例でうたってるんですけども、これ何かと申しますと、特定届出対象行為の場合には、変更命令まで打てるという制度はつくっております。これになると、変更命令を打てる場合、強制力があるんですけども、こちらにつきましては、今のところですね、事務局としましては、重点地区を指定しまして、重点地区内で極端に重点地区の方針とかルールに逸脱するよ

うな、重点地区の景観を阻害するようなものについては、変更命令という措置も考えられるかなと思っておりますけども、一般地区とか特定施設では、あくまでもルールはですね、極端に派手なものをできればやめてくださいというようなルールになっておりますので、そういう変更命令とかまでは通常の地区では考えておりません。

○委員（堀 徹男君） 色のことについてね、規制というか基準が42ページぐらいから載ってたんですよ。私の経験なんですけどね、私、実家がペンキ屋でね、お客さんの御注文に応じて色塗ってたんですけどね、あるお客さんがね、これは落ち着いたとてもきれいな緑色とおっしゃる方がいてね。僕から見たらどう見ても赤なんだけど。わかります、何を指してるか。赤が緑色にしか見えない人もいらっしゃるんですよ。自分が好きな色を、自分のお金を出して建てる家にこの色が塗りたいっておっしゃったときに、それは赤ですからだめですよというようなことが、果たして言えるのか。

○建設政策課主幹兼開発景観係長（福田 光君） 色彩基準というのが51ページございますけども、一応この中からお願いしますということで基準は設けさせていただいておりますけれども、やっぱり自分の好きな色とか企業のカラーというのが当然ございます。やはりそういうので、うちはこういう企業カラー、これでやりたいというのも当然あると思います。届ける前に事前協議という制度を設けさせていただいておりますので、その中で、市の基準はこうなっていますとか、市が推奨する色はこういう色ですよというのはお話をさせていただこうとは思っておりますけれども、やはり個人の財産を、そこまで制限をかけるというのはですね、あくまで景観保全はそこまではというような法律になっております。

むしろ、皆さんでこういう景観、落ち着いた

色、景観を守っていこうとかですね、景観資源とか、先人たちが育んだものを守っていこうというのがですね、大きな一つの景観法の趣旨だと思います。当然、個人の好みというものもございまして、そこは協議はさせていただこうと思っておりますけれども、絶対にこれだめですよということを強制してまで言うことはですね、私たちは考えておりません。（委員堀徹男君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で八代市景観計画についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査1件、陳情1件について、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午後3時57分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年9月25日

建設環境委員会

委 員 長